
開会宣告

議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（波岡玄智君） 日程第 1 会議録署名議員は、前日同様であります。

日程第 2 一般質問

議長（波岡玄智君） 日程第 2 一般質問を続けます。
次の通告者 7 番成田議員。

7 番（成田良雄君） 皆さんおはようございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。質問の前に我が長谷川町長が入院療養中でございます。1 日も早い全快を心よりお祈り申し上げたいと思います。

それでは通告いたしました教科書バリアフリー法について、御質問をさせていただきます。平成 20 年 9 月に障害者のある児童及び生徒の為の教科用特定図書等の普及促進等に関する法律、いわゆる教科書バイアフリー法が施行されました。この法律の目的は、法第 1 条に教育の機会均等の趣旨にのっとり障害のある児童及び生徒の為の教科用特定図書等の発行の促進を図るとともに、その使用の支援について必要な措置を講ずること等により、教科用特定図書等の普及の促進等を図りもって、障害その他の特性の有無にかかわらず、児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資することを目的とするとあります。

すなわち、通常の検定教科用図書では活用が困難である視覚障害をもつ児童・生徒が、それに代わる教科用特定図書、拡大教科書や点字教科書などを使用することを普及・推

進することを目的にしております。

また、法第7条では視覚障害者だけでなく、発達障害等により検定用教科書で、一般的に使用される文字、図形等を認識することが困難な者が使用する、教科用特定図書の整備及び充実について規定されております。さらに法第10条では、国は視覚障害、その他の障害のある児童及び生徒が、検定用教科図書に代わって使用する教科用特定図書を購入し、小中学校の設置者に無償で給付するものとあります。それに伴い本町においても、視覚障害者や発達障害などにより、通常の検定用教科書では活用が困難な児童生徒へは、それに代わる教科用特定図書を無償で給付され使用することが出来ることになっておりますが、この法に基づいた本町の対応、取り組みについてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（波岡玄智君） 管理課長。

管理課長（金田哲也君） お答え致します。障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律に基づいて、本町の取り組みについてでございますけれども、この法律につきましては、この法律でいう教科用特定図書というのは、視覚障害のある児童及び生徒の学習用に供するため、文字図形等を拡大して、検定教科用図書等を作成した図書点字により、検定教科用図書等を作成した図書、その他、障害のある児童及び生徒の学習用に供するため作成した教材であって、検定教科用図書等に替えて使用し得るものとされておりますけれども、当面は、このうち視覚障害者の為の教科用拡大図書及び教科用点字図書について対象とされておまして、発達障害、その他の障害のある児童及び生徒の障害の状況等に応じた、教科用特定図書等については、そのあり方及びそれらを利用した効果的な指導方法について、実証的研究を行う予定という事でされております。

従いまして現在、町内の学校における学校の特別支援学級には視覚障害のある児童及び生徒が在籍しておりませんので、このような特定図書等の使用の実績はございません。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 成田議員。

7番（成田良雄君） 質問致しました教科用特定図書、これは視覚障害者の為にとありましたが、若干法律も変わりました障害のある子供という全ての方に、視覚障害が殆ど主になると思いますが、平成20年9月に今までは視覚障害、20年9月以前は主に障害者の教科書として視覚障害者のみ、そういう拡大教科書なり点字教科

書が発行されていますけれども、今度、法律が変わりまして要するに障害がある全ての方に支援教育を、またそういう教科書を用いて教育の授業を行って行くと。

特に、今課長が言いましたけれども、その他の障害については調査・研究されていくという事でございますけれども、我が町には、視覚障害者が居ないという答弁でございましたので、今後、どういう視覚障害者が我が町に出てくるか分かりません。

そういう意味でひとつ、他の障害者への特別支援教育のあり方ということについて、教育基本法に特別支援教育という72条から82条の特別支援教育のあり方、それについて法律で決められております。その中で、学習指導要綱にのっとっての支援のあり方の観点から、何点か質問をさせていただきたいと思えます。

それで特別支援教育の推進ということでございますけれども、障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加のために必要な一人ひとりの力を養う為、障害の状況などに応じ、きめ細かな教育を行う必要があると。その為には、障害者の状態などに応じ、特別支援学校や特別支援学級において特別の教育課程など、特別な配慮を持って作成された、そういう教科書なり専門的な知識の持った教職員なり、そういう指導方法が求められております。

それで、我が教育委員会で要綱に載っています、特別支援教育の推進についても、次のように述べております。障害を有する子供や特別な支援を要する子どもの学費を保証する為に、校内体制の整備や保護者や関係機関との連携を深め、ニーズに応じた指導が的確に行われるよう推進すると、町の要綱にもこのように書かれております。

そういう意味で、視覚障害者は町には今のところ該当者が居ないという事でございますので、他の違う障害者というか特別支援教育について、ちょっと質問をさせていただきます。他の児童生徒に比べ通常の検定用教科用図書の文字、また図形の比較認識に、またそれを読み取ることが出来ない、そういう困難をきたす生徒、また他の生徒と比べて認識に相当程度の時間を要するような者は、教育委員会が認定をして使用することが出来ることになっております。そこで障害の程度を的確に把握することが大事だと思います。

そういう意味で障害のある児童生徒に対して、どのような、我が町において調査また検定なり認定をしておるのか。その点、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（波岡玄智君） 管理課長。

管理課長（金田哲也君） その他の障害のある児童生徒の関係でございますけれども、

まず、第一に小学校入学時におきまして、それ以前に色々な機関、保育所等との連携の基に、そのような障害のある方につきましては、就学児検診というのがございますけれども、その時に、そういう判定をされた方等につきましては、町の就学児指導委員会というのがございます。そちらの方にまず諮りまして、その後、厚岸町と浜中町の合同の就学指導委員会がでございます。そちらの方で判定をしてもらった方が良いというような結果になりますと、また専門課の面接等をしていただきまして、そちらで判定していただく事になります。

勿論、最後は保護者の同意を受けまして、特別支援学級に在籍するかどうかというのは決めさせていただきますけれども、そのように町内にも特別支援学級を各学校設けさせていただいております。現在、町内の小学校、中学校には知的障害・情緒障害・肢体不自由児の3種類の特別支援学級ございまして、小学校7校12学級14人、中学校4校4学級の5人の合計11校で、16学級19人の児童及び生徒が在籍しております。

これらの方々に対する教科書の関係でございますけれども、通常の教科書に変わって、学校教育法によりまして、それぞれの障害の程度に応じた教科用図書を使用することも可能となっておりますので、そのような児童生徒には、通常の教科書の他、別の教科用図書を給付させていただいております。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 成田議員。

7番（成田良雄君） 了解いたしました。就学委員会で検討され判定をして、我が町においては19名の障害者がいるということで、それぞれに合った教科書を新たに給付しているという事でございますけれども、その判定にあたって、また、やはり親が一番子供の事を知っていると思います。そういう意味で、親との相談というのは、どのように教育委員会としてなされているのか。

また学校として、どのような形で教育相談を、児童相談をされているのか。その点ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

議長（波岡玄智君） 管理課長。

管理課長（金田哲也君） 学校現場では随時、保護者あるいは関係機関等と、随時綿密に連絡というか、そういう相談体制をとっていると思われまして、私どもの方も、就学児につきましては必要とあれば、保護者の方と何回も面談をさせていただいております。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 成田議員。

7番(成田良雄君) 了解いたしました。親との相談を一番密にして、認定なりまた、どのような学習指導をしていくか決定されると思いますけれども、親の希望なりあると思います。

また、福祉保健課においても、発達支援センターがありますけれども、この障害者の児童に対して、どのように連携を教育委員会、学校、父母そして社会福祉という形で、どのように連携をとって、こういう障害のある子に対して手を差し伸べているのか御答弁をお願いしたいと思います。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 福祉保健課におきましては、発達障害、発達に心配のある子供について、子供の発達支援センター事業を行っております。平成元年より北海道療育システム推進事業として、道より支援を受けて実施しております。中身としては発達の遅れ、または障害のある児童と、その家族が身近な地域において適切な相談支援を受けることができるようにということで、全体の事業を保健士さんを中心に、児童福祉を担当する福祉係と連携をとって、このセンターの運営をしております。

保育所、学校それから当然、親御さんもそうですけれども、連携を深めながら発達の相談支援を行っております。その上で、専門的な指導としては、白糠町の白糠学園の先生の方にも委託というか、お願いをしております。白糠学園の方から、心理療法士さん、理学療法士さん、それと言語聴覚士さん等を年間派遣いただいて、保育所、学校と連携を深めながら、子供の発達について障害も含めてですけれども、支援させていただいております。

議長(波岡玄智君) 成田議員。

7番(成田良雄君) 了解しました。そういう意味で本当に社会福祉、そして教育委員会、学校、教員そして両親と本当に的確な判定なり判断をおられというか、こちら側がしっかりと判定をして、その人に合った教育支援をしていくべきだと思いますので、障害者に対しては、今も現在も充実したそういう教育をしていると思いますけれども、しっかりと取組んで行ってほしい。

その中で、やはりその検査なり判定によって障害があることが明らかになると、次にその障害の種類や程度に応じて、どのような教育的対応を講ずることがもっとも適切であるかという事を決定する訳でございますけれども、その決定は児童・生徒にとって将来にかかわる極めて重大な問題であることから、やはり正確で豊富な資料に基づいて、

また人において公平な判断が求められております。そういう意味で、判定されると思えますけれども、先ほど質問しました教科用特定図書の使用についても、今、比較点字でございませぬけれども、違ふ学習障害なりそういう方の教材が、日本障害リハビリステーションという所で、視覚障害以外のそういう読みが出来ない、そういう発行がされております。そこで学校の授業について行けない子供もおります。

しかし、ほんの少しそういう配慮があれば、理解でき伸びていく子供達が少なくないところのように思えます。そこで教科書バリアフリー法の施行を期に、平成21年9月より財団法人日本障害者リハビリステーション協会が、ボランティア団体との協力を得て、通常の教科書と同様のテキストと画像を使用しデジタル化対応をすることで、テキスト文字に音声をシンクロ同期させた読むことを可能にした、マルチメディアD G版教科書の提供を始めましたが、教育委員会として御存じでしょうか。その辺お願いしたいと思います。

議長（波岡玄智君） 管理課長。

管理課長（金田哲也君） 大変申し訳ありません。今回の質問を受けまして、初めて知ったという状況でございます。

議長（波岡玄智君） 成田議員。

7番（成田良雄君） 始めて知ったという事でございますけれども、発達障害の中でもLDという学習障害というのは共通語でLDと呼ばれております。

また、中でも読んだり書いたりすることが苦手とされる人がデスクレク者という、このように呼ばれております。知的には問題がなく、聴覚・視覚の読み書きに関しては、特徴のあるつまずきや学習の困難を示すもので、長い文章を正確に早く読むことが困難。

また、文中に出てきた語句や、行を抜かしたり繰り返して読む、一字は読めても文意をとるのが難しいという、学校生活の場面で教科書や黒板に書かれた文字を認識すること自体が困難であったり、その結果、授業に集中できなかつたりする方を対象に、このD G版教科書が、若干のインターネットでは無償でダウンロードできます。CDで申請すると送料が掛かる訳でございますけれども、そういう症状を今LD学習障害やらデスクレク者という障害らしい方が、町において該当する生徒、児童は現在居るのでしょうか。その辺、答弁をお願いしたいと思います。

議長（波岡玄智君） 管理課長。

管理課長（金田哲也君） そのような障害を合わせ持った方が居りまして、そのよう

な方々は全てではないでしょうけれども、特別支援学級というふうに指導しているという状況だと思います。

議長（波岡玄智君） 成田議員。

7番(成田良雄君) 我が町においても居るという事で、そういう児童に対しては支援学級でやっている。そこで、このDG番教科書を是非、我が町でも要するに用いて頂きたい。それをういて授業なりして頂きたい。このように思います。文部省の調査でも約4.5%、すなわち25人に1人が存在するとされております。そういう意味で、日本障害者リハビリテーション協会では、この技術を用いてDG教科書を作成し申請頂いた方への提供を行っております。文部省では平成21年度よりDG教科書等発達障害等の障害特性に応じた教材の在り方や、それらを活用した効果的な指導方法等について、実証的な調査研究が実施されております。

そして、特別支援教育に関わる教育家庭の基準の改善について、学習指導要綱が平成20年の3月に指導要綱が改正されましたけれども、その内容の若干説明をお願いしたい。というふうに思います。

議長（波岡玄智君） 成田議員。

7番(成田良雄君) 通告されていませんけれども、要綱を見れば分かると思いますけれども、主に言いますと障害の状態に応じた指導内容方法の工夫、また交流及び共同学習の推進と、また特別学校においては、障害の程度、重度重複と多様化の対応と、このように縷々指導要綱を平成20年3月に改正されました。そういう意味で、その人にあった指導を的確に方法を工夫して指導していくという事が明確にされましたので、そういう意味で、ただ、今支援学級において、そういう児童が居るという事でございますので、この先ほど言いましたけれども、無償供与対象にはなっておりません。

しかしインターネットでダウンロードする場合は申請をして、そしてその申請が許可なれば、無料でダウンロード出来るそうでございます。

また、申請によっても、CDを持ち運びできるCDも欲しくなると、現物は無料ですけれども郵送料が200円ちょっと、枚数によって変わるそうでございますけれども、このDG教科書を保護者は勿論、教育委員会や教員の方々は、現在まだまだ認識が遅れている実態だそうでございます。自分も色々研究し調べた中で、今回この教科書バリアフリー法を今回質問した訳で、勉強した中でこの様な提供をしている協会があるということでございますので、我が町においても、今までの視覚障害の関係ですけれども、そ

ういう拡大教科書なり点字教科書が児童に、要するに配布可能だったのですけれども、今回の平成22年の5月において、児童というか学校長が申請して、そういう配布がされたのですけれども、今回は学校長なり教員が申請も出来ると。親も申請出来るとそういう意味で、教員もD G版教科書を使用出来ることになりましたので、どうか我が町においても、この普及をしていただけないかとかこのように要望する訳でございますけれども、いかがでしょうか。

議長（波岡玄智君） 管理課長。

管理課長（金田哲也君） 先ほどの20年の指導要領の改正につきまして、お答えが出来ないで大変申し訳ありません。

その中で、今議員さんがおっしゃった、障害の状態等に応じた指導内容、方法の工夫ということでございますけれども、私ども町の就学指導委員会等の中におきまして、各学校の情報を交換等、指導方法の工夫等を行っておりますし、また交流ということでありまして、町の浜中町特別支援教育研究協議会というのがございまして、それには教員は基より、保護者の方もメンバーに入っておりますので、そういう中で交流を図ったりしております。

また、障害の重度重複化、多様化への対応ということで、私ども数年必要に応じて支援員を配置したりしておりますので、そのような対応は取らせていただいております。

それから、D G教科書の関係でございますけれども、まだ始まったばかりで、ボランティアの方々の協力を得ながらやっているということで、文部科学省の検討を受けている教科書、あるいは教科全て出版されている訳ではありません。また、内容を十分に把握しておりませんので、この内容あるいは特別支援学校での使用状況等、調査させてもらって、町内の特別支援学級に在籍している、児童生徒にとって必要なものなのかどうか検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（波岡玄智君） 成田議員。

7番（成田良雄君） 話を直接聞いたところによると、素晴らしい同じ教科書を分かり易く読みやすく、そして、これが大きなテレビに直接映像に、またパソコンにもプロジェクターを使うとますます大きく映像がなされると、そういう意味で去年は100数冊、これがボランティア協会によって、この日本障害者リハビリステーションにおいて、殆どの主に国語・算数・英語なり社会なり、そういう教科書が検定、教科書通りのそういうマルチメディア方式で発行されておりますので、今年においては、随時協力し

で早急に希望の多いところから、作成していくという事でございますので、どうか申請をして、そして我が教育委員会においても調査研究において、まず即申請をして、そしてどういうものをどうか試していただきたい。そして児童また両親、家庭学習にも使えます。

また、教員においても学習をどのようにしていくかと、同じ検定用教科書どおりでございますので、どうか1日も早い普及を求めたいと思います。そういう障害者は全国で25万人ほど居るそうです。

しかし、これは出来たばかりで昨年は300名ほど申請があって、この情報が分からなかったと。ですから、昨年の12月か11月には多くの方の問い合わせなりが来て、そして今希望に応じたDG教科書を作成中という事でございますので、どうか1日でも早い我が町においても、普及を望みたいと思います。

それで最後ですけれども、今まではやはり健全者に多く目を向けられたと思いますけれども、やはり障害者においても、一人の人間という素晴らしいそういう人格を持っていると思います。そして我が町に生まれてきたという、その家庭に生まれてきた、またこの地域に生まれて来たという、そういう使命、また力があると思います。

また、その人でなければ出来ない、そういう力なり桜梅桃李という言葉がありますけれども、その人でなければ出来ない、そういう使命、力があります。ですから、その人その人の障害者であっても、一人の人間としてどうか我が町においても、特別支援教育を更に充実していただきたいなど、このように思います。その意味で、教育長に最後に聞きたいと思いますけれども、人間教育の核心となるものは、まず教育者自身が人格、教育力を練磨して成長することにあるとこのように思います。児童・生徒と向き合った関係でなく、共に成長して未来を思考していく中に教育の率が上がってくると、このように考えますが、最後に今まで議論されましたことに対して、教育長より答弁をお願いして質問を終わりたいと思います。

議長（波岡玄智君） 教育長。

教育長（松本賢君） ご質問の趣旨については、全く同様であります。DG教科書の件でありますけれども、これはバリアフリー法ができて、従来の形から出版社へ通知することで誰でも作成できまして、作成する作成者につきましては、今、普及活動に取り組んでいるという状況だと思えます。

そんな事では、個々の状況に応じて、子供の教育を進めております学校現場の声を聞

きながら、本町の状況を十分に踏まえて、これから検討して参りたいと思います。議員さんのおっしゃる内容でありますけれども、特殊支援教育につきましては、執行方針にもありますとおりに憲法に保障されている規定されている、国民が均しく教育を受ける権利がある訳ですから、その権利を保障する意味で具体的には今年につきましては、今の趣旨に沿って5ページに掲げております、特殊支援教育の充実という項目の中に記載しておりますが、それらを着実に実施しまして、地域における、本町における特別支援教育をさらに充実させていきたいと、このように思います。以上です。

議長（波岡玄智君） これで、一般質問を終わります。

日程第3 議案第16号 浜中町史編さん審議会条例の制定について

議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第16号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長（松本博君） 議案第16号浜中町史編さん審議会条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

現在の浜中町史は昭和43年、浜中町90年を記念する他の諸行事と併せて、先人の偉業や本町の歴史を収録し、昭和50年3月に刊行いたしました。町史編さんの企画から発行まで7年の歳月を費やしましたが、これは、先史時代の歴史的内容の調査を含め、各地域の歩みや、産業団体及び関係機関の情報収集などに主要な時間を割かれたことによるものであります。

現町史は、先史時代を含め浜中町の有史から昭和40年代全般の歴史が記述されておりますが、昭和50年以降、今日まで35年以上が経過したことや、来る平成25年には浜中町135年、町政施行50周年という記念すべき年を迎えるにあたり、浜中町史第2巻の発行を企画いたしました。町史第2巻の発行に向けて、平成21年度から専任の職員を配置し、役場茶内支所2階を浜中町史編さん室として、郷土資料や町政資料などの収集保存に努め、編さん業務を取り進めて参りました。郷土資料や町政資料の収集から約2年が経過し、平成23年度から本格的な町史編さん業務を遂行することとなりますが、浜中町史第2巻の編さんが円滑に推進されることと併せ、町史の編さんに町民

の意向が十分に反映されることを目指し、浜中町史編さん審議会を設置するものでございます。審議会条例の第1条設置の目的では、浜中町史編さんを円滑に推進するため、浜中町史編さん審議会を置くとし、第2条所掌事項第1号では、浜中町史の編さん計画に関する事。第2号では浜中町史の刊行に関する事。第3号では、執筆原稿の校閲に関する事。第4号では、その他浜中町史編さんに関する事とし、第3条組織では、第一項に審議会は委員10人以内で組織するとし、第2項では、委員は知識経験を有する者、及び公募した町民のうちから、町長が委嘱するとし、第4条会長及び副会長では、審議会に会長及び副会長各1名を置くとし、第2項では、会長及び副会長は、委員の互選によるとし、第3項では、会長は審議会を代表し会務を総理するとし、第4項では、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理するとし、第5条任期では、委員の任期は浜中町史編さん終了の日までとするとし、第2項では、委員が欠けた場合には、補欠の委員を委嘱するとし、第6条会議では、審議会は、会長が招集しその議長となるとし、第2項では、審議会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないとし、第3項では、審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長が決するところによるとし、第7条事務局では、審議会の事務を処理するため、まちづくり課に事務局を置くとし、第8条委任では、この条例に定めるもののほか、審議会運営に関し、必要な事項は町長が別に定めるとしてあります。

附則では、この条例は、平成23年4月1日から施行し、浜中町史編さん終了の日をもって、その効力を失うとしてあります。以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

2番落合議員。

2番（落合俊雄君） ただいま御説明がありました。この審議会の所掌事項、第2条で4項目程挙げられております。文章中はこういうふうになっておりますが、より具体的に何をやるんだと。審議会というのは、どのような事を具体的にやるのか。条例はこの4月1日からと言うのですが、具体的に23年度、この審議会どんな事を予定されているのか。その辺について、もう少し説明をお願いしたい。

議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

まちづくり課長（瓜田正之君） 所掌事項の第2条に関して、第1号から第4号まで

規定しておりますけれども、具体的な内容という事でありまして、いわゆるここに挙げている町史編さん計画、それと観光に関する事を校閲という事でありまして、今後、設置次第委員公募なり委嘱なりという格好になろうかと思えます。

それで、今後の具体的中身でございますけれども、編さん計画の策定、それから収集資料の分別整理、年表等の原案づくり、目次構成案の作成等をこの審議会に提案して行きたいというふうに思います。それと、この審議会の中で観光の時期等を含めて、執筆のスケジュール等を提案して行って審議していただくという格好になろうかと思えます。

議長（波岡玄智君） 落合議員。

2番（落合俊雄君） いつか出すことにはなるのでしょうかけれども、23年4月1日以降の発行するまでに、この審議会というのは、どの程度その会議が予定されるのか。その辺のことが良く分からないのです。

これは、これからの話であります、新年度予算審議会委員報償7万6,000円です。10人目途で7万6,000円の予算計上です。23年度、何をやるのかという事です。先ほどの課長のお答えですと、その提案を審議する。こんな程度の事で本当にしっかりした結論なり方向性が出るのですか。ちょっと私は疑問に思います。

だから審議会というのは、例えば悪いですけども、飾り的なものになってしまいませんか。この程度のことではか実質的に審議会がしっかりと町史発行に何らかの形で関わったと、責任を持ったというものにこの内容ではなりませんが、その辺どうでしょう。

議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

まちづくり課長（瓜田正之君） 現段階での審議会の開催する回数ですが、予算の話をしておりましてけれども、年2回程度を考えております。

それで我が町の町史については、当初21年度より方針として全部改正という事ではなくて、50年以降の歴史について続編という形で発行して行きたいという事でありまして。よって組体制については53年に発行した第1巻でなっておりますので、それに沿って、作成していきたいというふうに考えておりますけれども、その中で2年掛けて収集したもの、それから今後、収集したもの等を審議会の委員さんにかけて、町行政が行うチームばかりでなくて、町民の目からの意見を反映させていきたいというふうに考えております。

議長（波岡玄智君） 落合議員。

2番(落合俊雄君) おっしゃることはよく解るんです。ただ今のお答えですと、これまで既にやられてきた手法と、なんら変わらないんじゃないかという思いがするのです。よく言われる町民と協働というのだったら、少しそういう所に、重きをしっかりおいて出来たものはこれですよ。か×か判断して下さいというようなだけの審議会にならないようにお願いしたい。この提案、この内容です。と今のお話ですと、その繰り返しになるような気がしたのです。その辺どうされるのか。最後にお答えいただければと思います。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) ただいまの議員さんの事を踏まえて、審議会を開催し意見を反映させていただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 落合議員、今の質問の要旨が落合議員は、例えば、このような具体的にこうした方がよりベターだろうという、そういう考え方の中でのご質問かと思えますので、もう一度、特別に許しますので、その辺のところを更に考え方を、こうあるべき審議会としての機能を強化する事になるんだろうというのが、多分あると思えますので、その辺をご指摘いただきながら、もう一度ひとつ質問をしていただきたい。特別許可いたします。

落合議員。

2番(落合俊雄君) 議会というのは、本質的には質問に際しては、個人の意見を述べてはならんという原則がある事は、私も十分踏まえておりまして、時にそれを逸脱することがあることは私自身もありますので、敢えてその部分を控えながら質問したつもりであります。

議長から今そのようなお話を頂いて、私はどうしたら良いのかというふうに一瞬戸惑うのでありますが、折角でありますので、例えば委員会を開催する、それでこういう資料が集まりました。これをどうしますかと。そういう判断をする時です。委員会に招集した時にその資料を出して、さぁどうしますか。というのではなく、やはりもっと事前に、しっかりとそういう判断ができる時間を前もって与えて、その上で、その個人の個々の判断を持ち寄って議論をします。そうでなければ、先ほども言いましたように結果として、もう時間がありません。今日は、これこれを決めていただきますと言った、そういった中での方向性というのは、ある意味でいうと本当に慎重に議論をしたと言えるものには中々ならないのです。

先ほどのお答えの中で、私も質問しましたが7万6,000円で2回程度という委員会の予定をしていると単純に計算します。1回半日ですよ。半日を2回です。こういう事から推測されるのは、先程も言いましたように得てして慎重な判断、個々のいわゆるこの委員の中に居る知識経験を有するものとか、何とかというこういう人方に、例えば嘱したとしても目の前に瞬間出されて判断してくれという、こういうやり方はやっぱり、どうしてもちょっと拙速とは申しませんが、後に、その判断がもう少しこうすれば良かったなというようなことが出かねない。これまでも、そういった事があったのではないかと。色んな場面で。やるのであれば、もう少しきちんとした慎重な期間と、やっぱり資料なり何なりをきちんと各委員に提示をして、当日にこういう御判断を仰ぐので、前もってこういう資料をしっかりご覧の上、当日御参集いただきたいとか、その為には、我々はこういう事をしますという、そういうきちんとした取組みが無いと、どうもこれだけを見て、この予算を見ますと、形骸化これまでの町の取り組んできたことと同じことが、またここで繰り返されるという事がありましたので質問をいたしました。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 答弁求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長（瓜田正之君） 只今の議員の提案について、重く受止めまして今後委員会の開催に際して、事前資料の配布等を考慮して開催して参りたい。

議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

4番松浦議員。

4番（松浦明恭君） ただいまの2番議員さんの質問にも関係すると思いますけれども、まず質問の趣旨から申し上げたいと思います。ここでは審議会条例の中身についてでございますので、この条例の中身を少し確認させていただくという点から御質問させていただきたいと思います。

まず、私は、この審議会の活かし方と致しましては、史実に基づいた正確さが求められるということは、当然、浜中町史という性質上、当然の事だというふうに思っておりますから、それは、今日までに21年度から専門的に資料収集もして来ておりますので、それらの確認がこの委員会でされるのだろうというふうに思いますけれども、その、まずご返答をいただきたいと思います。併せまして、この審議会条例では、審議会委員の役割として、こういう中身は含まれるかどうかをお聞きいたします。資料としての正確さは必要ですけれども、町民として手が取り易いかどうか。いわゆるその使いやすい

かどうかですね。まとめ方にしましても使う人によって、やはり町民の手からちょっと遠いといえますか、専門的過ぎちゃって使いづらいという要素が、往々にして今までのものはあったかなというふうに思います。そういった点から言いますと、折角この審議会委員が設けられるわけですから、そうした視点で子供も使いやすい、お年寄りも使いやすいと、そういう視点での編さんの方向性を、この審議会ですべて出しているものかどうか。ひとつお伺いをしたいと思います。

条例の中で、知識、経験者ということでございますけれども、これは必ず行政の場合は、この言葉が出てまいりますけれども、ここでの知識、経験者の定義をお教えいただきたいとします。それから委員構成が10人というふうになっております。この10人中で知識、経験者が何人入りまして、公募によって何人の町民がこの中に入る予定というふうになっているのか。その人数の割り振りについても、お知らせをちょうだいしたいと思います。

さらに、編さんの作業工程につきまして、もう少し詳細にお伺いをしたいと思いますけれども、予算は総務費の中で予算出て来ますけれども、ここでは21年度から開始されまして、25年の記念日に合わせてやるということですが、具体的には、いつ発刊をするのか。いつ町民に発刊するのか。そうした作業工程を、もう少し詳細にお知らせいただきたいとします。

それから、4月1日からこれが通りますと施行されますけれども、この町民公募というのは、いつから始まるのか。年2回開催予定というふうにおっしゃいましたけれども、まず第1回目は、その後いつ開催予定をされているのか。その辺をお伺いしたいと思います。

それからもう1点、最後に先ほどもちょっと出てまいりましたけれども、第2条の(3)の執筆原稿の校閲に関することというのが、審議会の中で出て参ります。これは予算に関係してまいりますけれども、今回の予算の中で委託料として、町史構成委編さんの構成委託料というのが73万5,000円出てまいります。これとの関係は、どういうふうになっているのかのご説明をお願いしたいと思います。

議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

まちづくり課長（瓜田正之君） まず1点目の、史実に基づいた正確さということがあります。これはその通りだと思いますので、正確を大優先にして作業を進めて行きたいとしますけれども、まず役割という事でありましたけれども、正確というのは、そ

の通りですね。私どももそうですけども、委員さんの審議に際しても、正確なものを掲示して判断していただくと。それから扱いやすい町史という事で、要はいつでも子供も高齢者でも見て分かるようなという事でありますから、これも是非、参考にして進めて行きたいというふうに思いますし、総合計画でも冊子とCDをやっていますので、それらも含めて分かりやすい身近にある町史を目指して行きたいと思いますし、それを審議していただきたいというふうに思います。

それと知識経験者の定義という事でありますけれども、当然、浜中町は一次産業からなっている訳ですから、それに明るい方を考えております。それと公募については当然、一般町民の方ですけれども、知識経験で考えているのは5人程、それから一般公募で公募したいのは5人程10人以内でやって行きたいと思います。ちなみに公募が多くて、悩む程、応募して欲しいと思いますけれども、もし不足する場合には、町の方で考えながらお願いして行きたいというふうに思います。

それとスケジュールでありますけれども、25年が130年開町の時期でありますし、町政で行くと35年という事になります。それに合わせて行きたいと思いますけれども、今の考えでは、記念事業があるとすれば、その記念事業の一環としてやって行きたいというふうに考えております。よって現段階での状況では、印刷、製本という形で行くと今のスケジュールでは、27年3月という事で26年度ですから、25年に記念事業があるとすれば、翌年度の26年度ですから最終でも27年3月という事で、現段階で考えております。

それと、公募はいつ入るのかという事でありますけれども、本議会でこの条例が提案し可決いただいた際からスケジュール、ホームページ、それから広報等を通じて出来る限り早い時期に公募を開始して行きたいというふうに思います。それで、公募の委員さんが確定した際に、それも早い時期に目的等を先に理解していただく為にも、一回目は早い時期に開催していききたいというふうに考えております。

それと、これは第2条、第3号と委託料のかかわりという事でありますけれども、当然、議員が申しているとおり、そのかかわりがあります。それによって、今後も執筆原稿の関係が成り立って行くというふうに考えております。以上です。

議長（波岡玄智君） 松浦議員。

4番（松浦明恭君） 先程の2番議員さんの中で出てきた質問と、私の質問は共通しているものが一つありまして、やはりこの審議会の性質といたしますか、役割が何かとい

う目的をやはり、きちんとしていくという事は、もの凄く大事な事だと思うのです。課長さんから、ただ今使いやすさということ、この中で一つ委員会の中ですべて出していたきたいというような議論の中身にしたいというお答えがありましたので、その事につきましては、是非そういう視点でお進め頂ければなというふうに思うのですけれども、ただ町側として、それ以外に本来これの構成ですとか、全体にチェックをして行くというのは大事な役割だと思うのです。この委員会の、まず最初の役割だと思うのです。それは、この史実の正確さ、あるいはその欠けているもの、あるいは余分なもの、こう言ったものをチェックしてもらうことですから、審議会としては、これらが重要な仕事になってくるといふふうに私は思っていますので、それは当然、言わずもがなで入っていることだと思うのですけれども折角ですから、やはり町側として、今回発行するに当たっては、こういう形を是非とも作って行きたいというようなご提案が他にあれば、お聞かせさせていただきます。

それから、浜中町史の校正委託料は、いふならば委員会で当然校正しますけれども、それを専門的に構成する予算が今度計上されているんだと。いわゆる委員会だけで校正が完了するのではなくて、プロの手を隔てますよというふうに理解してよろしいですね。二重のチェックになっているという事ですね。それから委員の構成ですけれども、知識経験者ということで、一次産業の方ということだけが出てきたのですけれども、これは当然入って然るべきですし、当然のことだと思うのですけれど、この5人の構成の中に、一次産業だけでいいのかどうか。町史性質を考えますと、当然、一次産業だけではない訳でありますよね。生活文化あらゆるものが入ってくる訳でありますから、そういったある程度、それらを網羅するような形の本来、知識経験者がここに入って点検をするという形がなければ、これはちょっといかなものかというふうに言わざる、私としてはおえないのです。

ですから、知識経験者として5人という選定の仕方を最初から、これを設けるといふのはいかなかなと、それらを網羅できる知識経験者がまず入っていると、何人が分かりませんが3人で済むのか、あるいは7人なのか分かりませんが、それに町民を加えるということで、やはり入れるべきではないか。元々、この編纂作業の中で専門的なものは、町民から直接もう聞いていますから、色んな分野で聞いていますから、その最終的なチェックだと思うんです。

だから、そうだとすると尚更、一次産業という言葉しか出てきていませんけれども、

それ以外に、そういう方々の全体を網羅できるというのは、どういうふうな事なのか、ちょっとこの辺ご返答頂きたいと思います。

議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) まず、最後の方の質問からお答えをさせていただきます。委員の構成で、先程一次産業ということで、例えばという事で私述べたのですけれども、答えるのに不足していたというふうに思います。

まず浜中町には、農業、漁業がありますけれども当然、その農業、漁業の歴史という事でいけば大事なことだというふうに思いますし、一般的な町の歴史もございますので、それに明るい方を構成委員に入れておきたいというふうに思っております。

その方については、一例として教育費等を出して、そういう教育に宣伝されているという事では、小中学校の校長会の会長さん等々を考えておりますので、大変舌っ足らずで申し訳ないというふうに思います。それと委託料という事でありまして、議員が申しているとおり、現在21年から資料を集めております。今後も、まだかかると思っていますので、それらを基にして専門的な目で構成していただきたいというふうに思っています、委託料を予算提案させていただいております。

それから、町側のこの町史に対する考え方ということでありますけれども、先程も申しておるとおり、50年以降の歴史が字として残っていないというのが、まず、第一の目的でこれを残したい。50年以降の歴史を絶やさないといい事で冊子にして残したい。それと先ほど議員さん申したとおり、誰でも使いやすい町史という事を目指して行きたいというふうに思います。以上です。

議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

加藤議員。

10番(加藤弘二君) 私は、この提案された時にもう既に、この資料は九分九厘そこまできかないにしても、八分はもう資料の収集はされていて、それをどうやって構成するか全体をどうするか、収集したところで中身の確認とか、そういうこと程度の話かなと思って、自分は参加してきたのですが、その資料の収集というのは、どのくらい進んで今に至っているか。それをまず聞きたいという事と、それから文体で読みやすいものという事で、第1巻で出した非常に分厚い浜中町史ですね。あれは、とても厚くて文体もとても硬いもので写真も少なく、偉い人の名前が書かれてあって表が書かれてあって生産高がどうだとか、そういうのが非常に硬いものだったのですけれども、そうい

う点では、改善したいというような事があるのですが、町民が第1巻と比べて見て、こういう形にしたらどうなのかという、そういう意見を申し上げるとか、編さんの委員がいるわけですが、そういう機会というのは、どんな形で持とうとしているか。まずそれですね。それと50年以降ということですが、それ以前のことで、第1巻をずっと読んでみますと、これは後世の人方にゆだねる部分も隠されてあるんですよ。

それは例えば、根室や厚岸や釧路市や北海道全体のそういう町史など比べてみて、ここで浜中町の事が出ている訳です。付け加える部分等も幾つかあると思うのです。それには全く触れないという形での提案だと思うのですが、私は、今回は50年以降の問題であっても、例えば今回、私、学校の歴史のことをちょっと調べた時に教育委員会で、平成17年に刊行した浜中町の学校の創設から今日に至るまでの歴史が、分厚い形で発行されたものを参考にさせて頂きまして、とても分かり易い資料だったなと思っています。そういう点からしますと漁業の移り変わりだとか、それから農業が酪農に変わって行ったその移り変わりだとか、部門毎の歴史というものを、それも大人の立場から編纂して行ったらとても面白いのではないのかなと思いました。

学校の方では、浜中町の歴史という事を副読本で、そういうものは幾つか目にさせていただいているんですけど、子ども向けというよりも祖先が、そういう生産に携わってきた中で、どういうふうに変遷してきたのかということ、一次産業、農業、漁業の部分で硬いものでなくて簡単なもので結構ですけど、そういう歴史も発行の中に入れて欲しいなという希望もあります。以上よろしくお願いします。

議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

まちづくり課長（瓜田正之君） まず、この度の浜中町135年、町政50年を契機に町史の発行という事がありますけれども、21年に開始しましたけれども、その際にもお話ししているかと思えますけれども、第1回についての改訂については、今ところ考えていないと。今後の発行については、第2巻として続編にしていきたいということでスタートしておりますので、ご理解願いたいと思います。

それから資料については、議員申しているとおり8割型収集しております。それで資料についての、郷土資料としては自治体、農業、漁業関係、産業団体等、教育学校文化、芸術、自然保護、議会、医療、消防、郷土、福祉等からの協力のもとに資料収集しておりますし、町政資料としては、役場の中の各課より資料を収集しております。それら含めて8割型資料を収集していますので、22年度においても、更に収集に努めていきます。

いというふうに考えております。

それから、農業、漁業の移り変わりという事でありますけれども、これについては、50年、53年に発行した町史に漁業の発祥から農業の発祥含めて50年までの歴史について記載されておりますので、その後、農業、漁業の移り変わり等をその記述していくというふうな形になりますし、一般町民に聞かれることについても記述していくということになるかと思えます。それで先程4番議員さんに申しておりますけれども、誰でも見やすく使いやすい町史という事で考えておりますので、ご理解願いたいと思えます。

答弁漏れしているかと思えますけれども、町民からの意見を聞く場ということで、この程、審議会を設置して一般公募によって、町民の方を構成員として意見を聞いていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） 最後の質問ですけど、大体どのくらいのページ数で発行を予定していて、配布はお金で幾らということでの予定をしているのか、無料配布するのか。その辺はどんな考えでおりますか。

議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

まちづくり課長（瓜田正之君） ページ数でありますけれども、今後の構成によるかと思えます。現段階でページ数というのは、町では押さえておりません。

それと、配布にかかわってでありますけれども、以前に私、無料という事を言って、後で訂正したと思えますけれども、今後、その町民なり官公庁にどのような形で価格設定するのか、無料配布になるのか、その辺も含めて審議会で議論していただきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第17号 浜中町文化振興助成条例の制定について

議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第17号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長（松本博君） 議案第17号浜中町文化振興助成条例の制定について提案理由をご説明いたします。

町内においては、個人をはじめ各種団体・サークル活動や各学校を通じて、多くの町民が自己啓発を行い、自己実現に向け、心豊かな生活を送るため芸術・文化活動を行っている状況にあります。最近では、霧多布中学校の生徒による少年の主張全道大会や全日本下の句かるた全道大会へ出場、さらには霧多布高等学校書道同好会の北海道高等学校文化連盟第44回全道高等学校書道展に参加するなど、全道的な規模の各種大会・発表会への参加で、日頃の努力の成果を発表してきています。

現在、スポーツ分野では、特に児童生徒の管内大会をへて、全道さらには全国大会へと進出する選手の経費の負担を一部軽減するスポーツ振興助成条例により、日頃の努力の成果を讃え、より一層の努力と環境整備を計り、町の次の時代を担う青少年の健全な育成を推進しております。

このたびは、町内の芸術・文化分野における助成制度を通して、芸術・文化活動を普及・振興することにより心豊かな充実した人生の痛みを支援するほか、児童生徒においては、全道・全国大会に参加するという貴重な体験や経験により夢や目標を達成するための努力の大切さ、さらに上を目指すことによる向上心の育成を養い、芸術・文化の高揚を図り、浜中町のまちづくりの担い手として人材づくりに寄与するため、本条例を制定するものであります。

なお、附則において平成23年4月1日から施行するとしております。詳細につきましては、生涯学習課長から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（大澤文明君）（議案第17号 補足説明あるも省略）

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

2番落合議員。

2番（落合俊雄君） 提案理由の説明並びに補足説明がありました。その中でスポーツ振興条例はあるけれど、これはなかったのというような意味合いの話だったのかなと思います。起案並びに所管するのは教育委員会だろうと思います。条例を提案するに至った経緯で、例えば何処からこういう時に、こういう助成条例のようなものがあれば良かったなというような判断を自らされたことがあるのか。もしくは、こういう団体等から、こういうのがあったらいいねという要望なりなんなりがあったのか。そういう点はどうか。ちょっと説明をいただければと思います。

それから、これは私もちょっと思い過ごしかもしれませんが、助成金を受けようとする団体です。3条2項です。団体または個人及び同居の親族とあります。これに該当するという団体がもしあった場合、団体という事は複数でありますから、その中の構成する全部がこれでなければ、この団体は助成の対象にならないと。極端な話、10人が1人がもしそうなった場合に、それを理由に申請を断るという事に、このままで行くとなるのです。私の見方は悪いかも知れないけれども、これは大変良いことだと助成することは正しいと。されどその団体の構成の中の一部に、こういうものがあつた為に残念ながら、これは助成の対象になりませんでしたと。助成申請が出されて却下された。却下の理由は、これこれこういう事ですと。これはちょっと、なんとなく申し訳ないというか気の毒な感じもしない訳ではないし、やはりそういうところで、確かにこういう決まりでありますから、ある程度の線は、引かなきゃいけないのですけれども、個人ならば簡単に特定できますよ。団体という場合に、そういう懸念がないのかとなった時に、どう判断されるんだと。規則ですからと言って、そのままこの規則を準用するのか。その辺について、ちょっとお答えを頂ければと。

議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（大澤文明君） ただ今の2点についてご質問をいただきました。初めに、本条例制定にあてる、この提案までの経過についてという事でございます。

まず、釧路管内の部分で見ますと、この文化・芸術に対する助成金のものは、8市町村のうち浜中町を除いて全て制定されている状況にあります。それから、以前の会

議、町議会またはそういう中でも、同様のスポーツがあって文化・芸術の関係はいかがなものかというお話もありましたし、また、私ども教育委員会の内部の中でも色々必要性を感じ、内部検討をして参りましたし、また教育委員会議の中でも、この扱いについてどうするかということで、種々内部検討を進めてきた経過がございます。

それから、今になってなぜ提案なのかということでございますけれども、今までの内部検討も進めて参りましたし、管内のこの文化・芸術にかかる助成に対して、やはり必要かなという事は考えておりましたけれども、町財政の逼迫こういうものが1つ踏み切れないというか検討で終わってきた部分を、やはり必要だということで、この度、提案をしておりますし、時代の要請でしょうけれども、先ほど職務代理者の方からの提案理由の中でも霧多布中学校の、生徒による全道の少年の主張大会とか、それから昨年ですけれども、札幌で行われました全日本下の句カルタ大会、全道大会でありますけれども、また、霧多布高校は高校ですから、高体連と高文連というのがあるのですけれども、以前からも高文連に技術の関係で参加をされてきております。それも2、3個聞いておまして、やはり必要性を強く感じていたということでありまして、この度、やはり文化・芸術が一生懸命取り組んでいるという事での助成をして参りたいなとそういう思い、時代の要請ということで提案をさせていただきました。

次の2点目、3条にかかる町税等も行政サービスの制限の関係でございますけれども、行政サービスの条例で規定では、全てこの条文が入っております。これは、私どもの条例以外にも全てであります。

そんな中で、ここに該当しないのは学校教育法上で、要は子供たちが進学している子供がこれは該当しないで適用をして行くという、こういう中で、どの条例も済んでいるのが現状であります。議員のご指摘のとおり、団体ですから2人以上、複数という事になりますし当然、申請があった時に、この規定に基づいてサービス制限に該当するかどうかということ、私ども調べなければならぬという事になりますけれども、その辺、非常に難しいなとは思っておりますが、この条例、またこれに基づく規則、それから、助成の基準ということも今後、議決をいただきましたら検討して参りますけれども、そういう所も含めて、ここの方を規則助成基準の中でも再度検討しながら適用できるか、できないかの判断を、教育委員会として決定させていただきたいという事で考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（波岡玄智君） 落合議員。

2番(落合俊雄君) 私も文化とまでは言いませんが、文化ぐらいですが色々な場面でかかわっております、この条例の提案そのものについて異議を申し上げますと、こうということではないのでありますが、私は余りこう本当に薄学でございます。今、課長お答えになった最初の提案理由の中でもありました例えば、少年の主張等があります。そういうのは、この芸術と及び科学と言う事で何処に当てはまるんだらうと、全く博識なものですから、例えば少年の主張、全道大会、全国大会行きますよという話になった時に、じゃーここの芸術(音楽・文学・美術・芸能及び科学)自然科学、人文科学この分類の中の何処に当てはまるのかと。分からないのです。教えてください。

それから、3条にかかわってであります。いわゆるその申請の段階でというお話になりますけれども、例えば、申請を出してもいいですよ。出した方がいいですよと進めた場合、個人情報になるわけですよ。いわゆるこの町税等こういうもの、不誠実滞納者とか、個人情報ですよ。普通の人から見ると、とんでもない人だという考え方になるかもしれませんが、あくまでもこれは個人情報だらうと思うのです。

これは、申請を受け付ける前に、事前にある程度調査をせざるおえない場合が起きるんじゃないですかと。申請を進めるとこういうので今度行くことになります。それじゃこういう助成条例がありますので申請書を出していただければ、しっかり審査した上で検討させていただきます。という話なるのかも知れませんが、助成条例の申請を出してくださいという前に、この話の前段で一定の整理をせざるおえないという話になります。申し訳ない、これは申請を出してもらう訳にはいかない。ちょっとこれは難しいかも知れないと。学校の部分に関しては課長説明のとおりで結構です。それは分かります。それ以外の部分です。規定は、あくまでも学校という部分も入っています、それ以外の部分も入っていますから、一般も入っている訳ですよ。一般に対してです。私が心配しているのは、学校の部分は心配していません。一般の分で、そういう申請を受け付ける以前の取り扱いというのはどうなるんだらうと、そういう懸念があったので質問したんです。特に学校の部分については、何も考えていませんし、これはこれで良いと思います。

ただ、子供に関してさっき言いましたように、少年の主張は、この分類の所に入るのか分からないから教えてくれと。3条のこの個人情報の部分の判断と併せて、この2点お答えをいただきたい。

議長(波岡玄智君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(大澤文明君) 一例お話しされまして、少年の主張が何処に入るのかということであります。ここの第2条の定義ですね、この中で何処だということになると、当然そのような形でございますけれども、目的で本町の文化の振興という広くそんな中で捉えているということ考えております。

また、この定義も管内の町村が規定されている条文を引用しておりますけれども、この基になっているのが、国の文化芸術振興基本法を引用したということで、ご理解をいただければなと思っております。また、ここら辺のご指摘の部分も規則の中、基準の中でしっかり定めて行きたいなと思っております。

それから次に、この条例の町民への周知、申請の仕方ということであります。児童生徒は先程おっしゃられたように教育委員会から学校に対して、いつでも連絡が可能でありますので十分周知できるものだと考えております。

ただ、一般の方たち、1つは社会教育団体それから文化協会こういう方たちにはペーパーでも御説明する機会を設けて行きたいと思っておりますし、当然、町の広報誌こういうものにも周知徹底ということで、十分に御指摘いただいた部分も考え合わせながら検討し、町民に広く周知できるように考えていきたいと思っております。そういうことでご理解をいただきたいと思えます。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) 3条のいわゆる不誠実滞納者に対する、特別処置に関する条例に関してお答えいたします。先ほど第2項の団体という事でありましてけれども、この団体の構成員の主に中心的な活動をしているものに、このような状況が見られた場合に、いわゆる申請はいいんですけれども、申請してもらった後に助成出来ないという、そういう事がありうるということであります。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 落合議員。

2番(落合俊雄君) 先ほど、少年の主張は何処に入るんだと。そしたら押しなべて条例はこんなもんだという話であったような大まかに言いますと。だけど、こういうのは、いわゆる拡大解釈が幾らでも可能であって、判断の公平性というのは誰がどうやって保つんだというところに、多少、疑問が出てくる場合があるかもしれない。

そうすると、先ほど課長のお答えの中に規則なりなんなりに、しっかりとその分を入れていきたいということのお答えがあったように記憶していますが、そういうところで、これも対象か、なんでこれは対象にならないんだという、そういう町民に違和感を感じ

させないような、しっかりした判断基準なりを持っていただきたい。作っていただきたい。規則でも結構です。その辺はお答えどおり、しっかりと取り組んでいただきたい。

それから、2点目の不誠実滞納者です。今のお答えですと、団体の代表者という話がありますが、例えば一般の場合です。個人なら個人で結構です。分かります。団体の場合というのは、分かり易く言えばサークルであります。サークルというのは、ひとつの輪を持ってなすという部分が大きなものであります。それが今のお答え、例えばサークルの然る代表者が万が一、そういう所に引っかかったと。このサークル、もの凄く今までじっくり行ったものが、それを起点にして崩壊をするだとか、そういうような事にもなり兼ねない。だから最初に申し上げたように、誰か1人でもこういう事があつたら、どうなるんだというのは、お答えとしては主たる代表者みたいなお答えがありましたけれども、結果として、このサークルの中で今まで知らなかったけれども、そうだったんだという、いわゆる人間関係までおかしくなる、そんな懸念がない訳じゃないのです。この該当する団体が出てくるかどうか、それは分かりません。だけど、この一項目、色んな条例で確かにこういうのは入っています。

ただ、個人は個人で構いませんが、サークルとなった時にどうなのかなと。折角ここまでやって来たものが、これでちゃらになってしまう。それは果たして、この目的の第1条、文化の向上に資するという本来のこの部分に果たして合致するのでしょうか。現実的なことを考えれば、それは条例を作ることには賛成です。ただ、無いかも知れないけれども、もしこういう事が起きた時に、この条例ではどうなるのですかと目的が達成できない事が起きた場合、むしろその逆の方があつた時、これはどうなるのですかと。私はそういう懸念があつたので質問します。最後どのようにお考えかだけお聞かせいただきたい。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） 申請された団体が現実にこのような状況にあつた場合に、このような状況が続く限りは、この申請は認められないという、そういう話の持っているかたになると思います。団体の代表の方が、そういうことであれば自ら権利を主張するのであれば、自分の義務も果たすというふうに翻意していただいて、なんとか町税等の完納に繋がれば良いなど、そのように考えて策定された条例でありますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 4番松浦議員。

4番(松浦明恭君) この条例ができて、こういう制度の活用がきちんと出来るようになったという事は、大変良かったなというふうに思います。今までやってきた事ですので、ちょっと文言の確認をさせていただきたいのですけれども、第一条のこの条例は、本町の文化の振興に寄与する活動を行う文化団体及び個人(以下、団体等という)であって、団体等を代表して出場するものに対して、助成を行えという事になっているのですけれども、団体を代表していない、いわゆる優秀でと言いますか、そういう大会に参加するものというのは、ここには想定できないのでしょうか。それとも、それも含まれるということでしょうか。ちょっとお教えいただきたいのですけれども。

議長(波岡玄智君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(大澤文明君) この団体等という事で、総称で団体等ということで扱っておりますけれども、団体等という中には個人もあり、それから先ほど2番議員さんおっしゃられましたけれども、サークルで発表会に全道なんかに出て行く時には、これは当然、団体でありますから両方を指して団体等という形で考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 松浦議員。

4番(松浦明恭君) という事は、個人でもそういう大会に優秀で出ていくという判断ができるものは、当然これに該当するというふうに受け止めてよしいという事ですね。と致しますと、私の感覚では、第1条のカッコの括りが、本町の文化の振興に寄与する活動を行う文化団体及び個人等となっていますから、そうだなというふうには思うのですけれども、その後にカッコで括って団体等にしていますよね。団体等にしちゃっているものですから、そこでの意味は分かるのですけれども、その次に団体と、そのカッコの括りを理解できないと、団体等を代表して出場するという印象が強くなっちゃうんですよ。つまり、個人は駄目なのかなというふうに、文言だけでいいますとね。私の場合は、そういうふうに見えちゃうっていいですか、だから、むしろこのカッコの括りをその後くらいに出来ないのかなと。

やはり、個人でもそういうふうなサークルだとか学校だとかクラブ、そういったものを代表していない人もおりますけれども、いわゆる個人で出る人も、文化的にあると思うのです。そういった人たちが、この文言を見たときに、ちょっと誤解されないかなと思うのですけど、これは私の考え過ぎでしょうか。いかがでしょうか。

議長(波岡玄智君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(大澤文明君) 第1条の目的の捉え方でありませけれども、文化団体及び個人等ということで、団体等と括っておりますので個人、団体であるという御認識をいただきたいと思っております。

議長(波岡玄智君) 3番竹内議員。

3番(竹内健児君) 私もこの条項については、ちょっと疑問がございます。団体というのは、何人が複数でやっている訳ですよ。その団体の中の中心的部分が、こういう滞納だとか税の滞納が起きているということで、そのサークルは出られないと団体は出られないという事になりますと、私は、今さっき言われたように、チームの団体としての行動が出来なくなることになりますね。

それは、やっぱり本当にこの文化やスポーツを推進していく情操を育てるという観点からすれば、一切その無条件にした方が、私ははっきりしていいんじゃないかと。国の方向がそうだからということで、これが滞納の克服に結びつくかどうかという問題ですね。私はそうじゃないというふうに思うので、その所はどういうふうに考えておられるのか。これは町独自の条例ですから、もっと柔軟性に対応するという事だって私は必要だと思うのです。滞納の問題を克服するのであれば、もっと別な観点からやるべきだというふうに思うのですけれども、その辺りはどういうふうにお考えでしょうか。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) 町税等の不誠実滞納者の条例にかかわることでありませけれども、元々この条例は平成18年、条例第16号として18年の7月1日から施行されたものであります。

この条例が施行される段階にありまして、浜中町独自の条例であります。この条文の精査にあたりまして特に、国、道からこのようなものが望ましいとか、そういったような指導とかという事はありません。条例策定します時には、北海道の先進町村の条例を参考にしながら作った訳でございますけれども、特に、この団体を入れた意味は、やはり団体を代表する方が、何らかの団体全体で権利を主張するという事であれば、やはり最低の義務を守っていただかなければならないというふうに、判断した訳でございます。

それで、先ほども申しましたけれども、55項目のサービスを制限する条例でございますけれども申請はできます。その申請の後に、このような事実がわかった場合、このことを解消してくれればいいと思うのですけれども、そのように考えるのは私だけでしょうか。このように考えまして、町の財政も大変な時代にこの条例は出来た訳ござい

ます。そういう背景も含めて御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

3番（竹内健児君） それともう1点は、個人及び団体と書いていますね。同居の親族、団体または個人及び同居の親族となっています。私は行きたいと。サークルでは無く個人で表彰というかそういうところに出られるチャンスがある。

しかし、その人の同居している親族が滞納を起こした場合、これは駄目だよという条項になりますよね。こういうふうに、どんどん行けない状況が広がってくるという条項ですよね。私はやっぱり、そののあたりが、もうちょっと大らかに考えた方が良いんじゃないかというふうに思うわけです。出さない為の条例じゃないわけですから、出すための条例でしょう。その辺りはどういうふうにお考えですか。私はサークル、団体であれば、尚更きつい話になると思うのです。

しかも、中心になる人がそうだったと。じゃ中心で無い人は良いのかという話にもなっていく訳でしょ。そのの辺りは、どういうふうにお考えですか。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） 同居の親族にこのような方が居た場合に、どうなのかというご質問だというふうに思います。町税の中には、それぞれが本来負担しなければならない税であっても、世帯主の名前で課税されるそういう税金もございます。

例えば、世帯主でない方からそういう申請があった場合に、やはりそれは世帯全体としてみなして、その町税等を納入していただく方向で、この条例を策定した訳でございますので、先ほどからも申したとおり、申請は出来ますので是非、申請していただいて町税等の完納に繋げて欲しいというふうに、そのように思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

3番（竹内健児君） これが最後の質問になりますけれども、どう考えてもおかしいと思うんです。団体の場合だって中心的な人物は大人で、そして他の子供たちがたくさんいるという様な策だってある訳です。

特に、学校が小さくなれば、みんな寄せ合いで野球チームを作るとか色々あると思うんです。文化的な問題でもそういうことはありうると思うので、そうした場合に子どもは、ここの条例では学校教育法に定める期間中は良いんだというふうになっていますからね。

だけど、そうでない場合が出てくると言った場合には、やっぱりサークルや団体としては非常に色々な問題が生じるだろうというのは、今さっき個人情報の問題も含めてサークル運営が、出来なくなってくるという重要な問題に直面するんじゃないかなというふうに思うのです。そういう点の配慮があるのかなって、非常に危惧するところです。

本来のこの条例というのは、そういうものをどんどん奨励していくんだと。良い文化を育てていくんだということにあるはずだけど、こういう条例があると、ふるいにかけて結局駄目にしていくという事にならないかと言う事を、私は危惧しているのですけれども、最後に、そのことをお尋ねしたいと思います。そういう危惧はないか。

議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 12 時 03 分）

（再開 午後 1 時 3 分）

議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 17 号の質疑を続けます。

教育長。

教育長（松本賢君） まず、不誠実条例の規定が、文化振興の今回の趣旨が最大に生かせないんじゃないかというお話もありまして、この規制につきましては、町税等の不誠実滞納者に対する特別措置に関する条例でございます。

これにつきましては、文化の振興に当たり、その経費の一助としてほしいという思いで、今回条例を提案させていただきました。それで言ってみれば、これは町民の税金を投入するということでありますから、そういった意味では公平感を阻害することのないように、且つ納税意識の高揚を図るという事で、財政面からの要請でありまして、このスタンスは町サイドの過去からの方向性でありますので、不誠実者の特別措置に関する条例の中で補助金あるいは助成金、貸付金、福祉サービス等プランについて、それぞれの条例に指定する場合はその条例によるし、そうじゃないものについては、この不誠実者に対する特別措置条例に適用するということであります。

いずれも税金を投入するという事について、その財源を確保する為の言ってみれば、そのサービスを要する為の予算措置をする為の基本的な部分での規定だと思います。それで、振興条例じゃなくて、こっちの条例の制限をするという旨の規定と、その特別措置制限をする、これらについて、それらの措置の停止等という条文がございまして、町長が認めれば不誠実滞納者ではないという事でありまして、無いという判断をする為

には、完納するのが大前提でございますけれども分納制約をもって、今後の納付が見込まれるというように町長が判断した場合には、この特別措置を停止することができるということです。この条例は兼ねてからスポーツ振興条例との対比において、片方があって片方が無いという事として更に子供たちが、やはりそれぞれスポーツ少年団活動、あるいは文化等の活動において、その成果によって全国大会に出場するということは言ってみれば貴重な体験であると。

これは提案理由にも記載しておりますが、そういう趣旨でもって、そういう子供達を将来の担い手として寄付していただく為に、そういう思いで制定をしました。子供たちについては、この除外規定があります。除外規定で、ほぼ見込まれるのは子供たちですね。スポーツ振興条例も殆ど子供たちで一般の団体がありますが、今回についても、まず想定したのは子供たちなんです。第2項3条2項で除外規定を設けておりますので、これはこれで子供たちに対しては、この条例が適用できると思っています。

ただ、文化もスポーツも子供たちだけのものではない為に、言ってみれば子供を除外していますが、それ以外の者についての規定のお話であります。これにつきましても、やはりこういう文化・スポーツこれを振興するにあたっては、この第2項が、そぐわないんじゃないかという事でありまして、既にスポーツ振興の助成条例におきまして、この第2項と同様の規定が盛り込まれておりますので、スタンスは同様であります。

但し、運用におきましては、最大限子供さんに配慮しつつ、一般の団体につきましても、やはり文化を携わって居られる方ですから、しかも団体のトップの方でありますから、その辺のものについては、このような事がないと思っていますが、仮にそのような事があった場合については、完納がベストですけれども言ってみれば、今後の納税の方向性を確約していただける限りは、町長の判断で何とかそこに所属する会員の方々が対象外にならないような、こんな形で進めて参りたいと思っています。何はともあれ、何も無いところから初めて条例を構えて、予算措置をするという事は御理解をいただきまして、文言等の色々御指摘もありますが、それについては、この趣旨をもって、まず受け皿を作って、対象は子供たちであるというようなことで御理解いただければ幸いです。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 10番加藤議員。

10番(加藤弘二君) 今、教育長の方から説明がありましたけれども、ちょっと分からない点が1、2あるんですね。それは、その文化団体の場合、今まで助成をした

その具体例はあるのかという事と、それから助成団体に全道で色々なものを披露するといった場合、大体どのような事を想定して、中には30人、50人の団体に出来る場合もあるかも知れません。太鼓なんかは15人とか20人とか集団で出来るという事もあると思います。そうした場合に助成の金額です、上限がどうなのかと。そういう事とか、あるいは色々な様々な文化と言ったら人間が行動したら文化みたいなものですから、それを判断するのに幾つかのものを想定しながら、やっぱり申請が上がってきても、こういう内規があるのでということを示せば、良いか悪いかということの町民も判断できると思うので、そういうものを内規として作る予定があるかどうかです。

それからもう一つ、最後の確認ですけれど、やっぱり3条の2項、自分としては微笑ましい事なので、こういう項目は入れて欲しくないというのが、喜ぶ時はお金の心配なく大いに喜んで、あるいは、お祝いの気持ちも含め頑張れよという気持ちも含めて助成ですから、こういう文言が入ると何か頭から水掛けられたような気持ちにもなって、これがそのまま通るのであればと思ったのですけれども、今、教育長の方からどうやって納めるかという事のお話がきちんと出来て、教育長なり町長なりの判断で考えさせてもらうという、絶対に駄目だという事でもないよと、そんなふうを受け止めたのですけれども、そういう受け止め方で宜しいですか。

議長(波岡玄智君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(大澤文明君) 3点目、私の方から説明をさせていただきたいと思えます。

まず、助成対象の範囲という事。これは、今この条例の中には盛り込めませんけれども、内規という事で助成基準これを考えております。

また、こちら辺につきましても、広く周知するように考えてございます。助成の対象で条例にもありますけれども、学校それから社会教育団体、文化協会、こういうものに属されていて活動拠点を本町に置かれると、そういう個人団体であります。それから、サークル関係でもここに無いのですけれども、委員長によって活動なさっているという方たちもおられますので、町内に活動団体等がなく、町外で活動拠点を置いている場合も、浜中町民という方であれば、その町の助成条例に照らし合わせながら、助成をして参りたいと考えてございます。

それから、金額等でございますけれども、助成率は助成対象経費の2分の1以内、これはスポーツ振興も同様でございますけれども、大人の規定として考えております。

また、児童生徒の引率、これも発表会等に参加する場合には全額支給すると。そういう考えの金額的な基準を設けて行きたいなと思っております。それと、限りある予算の執行でございますので、1つのその発表会なり参加に対しては、種目と言えればおかしいのですが、そのものに対して1年間に3発表会までは助成の対象にさせて頂きたいとそういう形で考えております。

また、人数関係でございます。大人数の方たちもそういう形で参加なされれば当然、対象になりますし、そういうことで考えてございます。それと、今までこの主の助成経過があったかどうかは、一番初めの御質問でございますけれども、当然、この文化振興助成というのはありませんで、助成に対してのものはありませんでした。

ただ、文化協会なり文化団体に加盟している浜太鼓、これが当然、年間の助成金という形でしておりますし、また私の記憶では、この浜太鼓、全道はもとより全国に参加されておりますので、それはそれなりの別の方法での参加になっていたのかなと思っておりますので、文化振興としての助成というものは、今まで存在しなかったということでご理解をしていただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 教育長。

教育長(松本賢君) 第3条第2項の規定です。そぐわないのではないかとという事と、絶対この通りではないかという御確認ですけども、町税等の不誠実者滞納者に対する特別措置に関する条例を見る限りは、不誠実滞納者の規定を町税等を滞納し、かつ納付について著しく誠実性を欠くもので、規則に定めるものということではありますが、そして6条については、そういった方に対する特別な措置、いわゆるサービスを制限するという内容ですけども、それらにつきましては、この行政サービスを受けようとする時には完納すると。更には完納出来ないまでも文の制約書を提出すると。そして、その承認を得ると。そして町長は、その文の制約書の提出があった場合には、速やかにその内容を審査して、今後の確立の納付が見込まれると認められた時には、これを承認して、さっき言いましたサービスの制限を停止するということでもあります。

これにつきましても、将来的に納税が見込まれるということでもありますから、言ってみれば、本人とそういった滞納した部分の税あるいは税外金のお話ですから、それはその担当課とやっていただくと考えています。勿論、分納誓約を交わしたものは、その制約どおりに履行を怠った場合には、やはり特別措置の停止を解除するということでもありますから、ただ、この問題は通年であれば、毎月助成金が幾らいくらとなれば、そうい

うこともありますけれども、問題はその場面での話ですので、そういった意味では、その時点でのそういった部分の不誠実滞納者に当たるかどうかの判断をしまして、更にはさっき申し上げましたように、今後の納税についてさっき言いましたけれども、税金が投入されるということで、不公平感を招かないような形で進めていく事だと思えます。この条例を見る限り。

したがって、町長それから我々の方と協議しながら、その判定をしていきたいと思っておりますので、絶対駄目だという事ではなくて、むしろ私どもとしては出してあげたいと思っています。子供さんについては、除外規定ですから一切問題ないということで捉えています。一般の方については、やはりその成果としてそういう状況になったおりには、思いとしては出してあげたいという事であります。以上です。

議長(波岡玄智君) ほかにありませんか。

6番中山議員。

6番(中山真一君) 最初の4番議員さんが申し上げたことに関連するのですが、第1条個人もカッコで以下団体等という括り方をしています。そして、第3条も町内の団体等が次の各号のいずれかにしてという事で書かれていますけれども、スポーツ振興条例と照らし合わせはしましたでしょうか。スポーツ振興助成条例には、本町のスポーツ振興に寄与するスポーツ団体その他の団体、以下スポーツ団体という及び個人であってという表現の仕方をしてしていますし、第3条でも町は町内のスポーツ団体、または個人が次に掲げる事業あるいは協議会に参加する場合はと表現していますが、その方がその個人という部分では、分かり易い表現だと思うのですが、そういうふうに訂正はならないでしょうか。

議長(波岡玄智君) 生涯学習課長。

生涯学習課(大澤文明君) ただいまご指摘受けました、助成の考え方という形で、私どもスポーツ振興助成条例の視野に入れながら作って参った経過がございます。

ただ、個人が先か団体という形での文言の整理ということでございますけれども、私共は、どちらが先に来て、これは御理解いただけるだろうということで提案して参ったものでございますので、そこら辺のご理解をいただきたいと思えます。

議長(波岡玄智君) 教育長。

教育長(松本賢君) 御質問の趣旨は、そういう事じゃないですね。個人、団体があって団体を個人が代表するのか、個人は個人を代表するのかと。個人でも色んな多面性

がありますから、外に出た自分は個人を代表する個人という事しか、言いようがありませんけれども、今、御提案申し上げた内容につきましては、さっき4番議員さんからも色々ご指摘があったんです。これを見る限りは非常に難解で、そういう状況になった時に出るのかという話になると思うのです。そういった意味では、条例はこの原文で行きますと非常に解釈によっては、そういう解釈をする方が多いと思いますが、我々、内部ではそういう認識でご提案申し上げました。この条例が、全ての基本になりますから、条例を見て住民の方がうーんと言う事になるかも知れませんが、私どもとしては、主旨を制定して構えたいという事です。

これを、実施する時点におきましては、各関係団体等、特に文化協会等につきましては、さっきありました第2項について、一定度の制限があるという事はお伝えしますが、絶対的ではないと。

したがって、文化協会各サークルのトップに立つ方は、本当に納税について配慮願いたい。あるいは、そういう方を代表にさせていただきたいということも発信しますし、それは、そういうことで出られない状況もあるかも知れないという事もお伝えします。そういった制度の導入の際には、この辺が条例で誤解を招くという事について、一般の方々については、そうならないように周知をしたいと思っていますとか、言うしかないような状況でございます。

議長(波岡玄智君) 中山議員。

6番(中山真一君) 今、教育長の方から、それとなく言われましたけれども、条例を作る時には、やはり関連する条例と同じようにするとか、その時点でもって直すなりしても、町民が見ても分かり易い文章表現ないしは、そういうものにしていくのが本来でないのかなというふうに思うのですが、今回この場で急に訂正という事にならないでしようから、これを直すとなったら、ちょっとややこしい方法になってくるかも知れませんが、やはり町民に周知する場合には、その辺を条例は条例としましても、分かり易い表現でしていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長(波岡玄智君) 教育長。

教育長(松本賢君) やはり行政事務の範囲で法制等がありますが、議会もそうでしょうし我々もそうですけれども、この領域でしか分からないというような問題も、各課から指摘はされております。色々その表記についても、分かり易い表記に変わっておりますので、条例についてもやはり物事の基本ですから、そういった意味では行政側だけ

が、分っているような表現ではなくて、いずれは町民の方々が見て分かり易い方向に行くのではなからうかと思っております。我々、公的機関ですから、国の方の条例の制定の方法を準拠しておりますけれども、いずれ国の方とで国民に分かり易い条例・法律の規定をするという方向に行くとは思って期待もしておりますし、それに準じながら極力分かり易い形でやっていく時期が来ると思っておりますので、漢字等につきましても表記については、なるべく平仮名でというようなこともあります。今言った部分です。それは今、十分に踏まえまして本当にこの条例を見た町民は、何という事になりますけれども、そうではないということを強烈に発信していきたいと思っております、我々の趣旨を伝えたいと思っております。

いずれ、これは教育委員会のお話ですけれども、そういった条例等に解釈上、不備な事があれば今後、整備に関する条例を持って一定の整理をしていきたいと思っておりますので、これにつきましては、全ての条例で、これは教育委員会所管の私の考えですから、町長部局さんに言ったら怒られますので方向としては、うちの条例はちょっと研究したいと思っております。そんな事ですので宜しくお願いいたします。

議長(波岡玄智君) ほかに質疑ありませんか。

11番鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 本条例について、色々さまざまな質疑それから答弁があった訳ですけれども、改めて確認をしておきたいというふうに思います。

議論のあった3条2項についてですけれども、今、教育長の最後のこれに関する答弁では、子供は除くという事は皆ご理解していると思っておりますけれども、出来るだけこの条例に運用させてあげたい。という思いだと言う事でありましてけれども、この不誠実滞納者に対する特別措置に関する条例あくまでも、この条例を運用してというふうに理解をしてよろしいですか。

例えば、第7条不誠実滞納者特別措置に関する条例のうちの、第7条特別措置への解除、第8条特別措置の停止等あくまでも、この条例を運用して対応するという事で良いですね。この範囲を超えないということの確認をしておきたいと思っております。これについては多分議会の中でも、様々な意見があると思っております。その辺で、私はその確認をした上で、この採決の判断をしたいと思っておりますので、この辺の確認をお願いしたいと思います。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) ただ今の質問でございますけれども、お説のとおり7条・8条を厳格に適用していくという事でございます。以上です。

議長(波岡玄智君) よろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第18号 浜中町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の 制定について

議長(波岡玄智君) 日程第5 議案第18号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本博君) 議案第18号浜中町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

町立保育所は、常設保育所を2箇所とへき地保育所7カ所で、就労などにより保育に欠ける幼児を預かり子育ての支援を実施しております。近年の少子化から各保育所の児童数も減少していることから、昨年、入所児童が10人未満の施設である琵琶瀬・榊町・西円朱別保育所の父母の皆さんと、子供の育ちについての懇談を持ったところであります。

このことから、榊町保育所に入所する父母、自治会との協議が整い、平成23年度から霧多布保育所へ統合することといたしました。榊町保育所は、昭和50年4月に、季節保育所として榊町母と子の家を利用して開設し、平成2年3月専用施設を建設し、地

域の子育ての拠点として35年間運営をして参りましたが、将来、保育所としての児童数を確保できる見込みが望めないことから、榊町保育所を閉じることといたしました。

今後においても、少子化による入所児童の減少から、本町の子育てのありようについて、地域と協議を重ねて参りますので、ご理解を賜わりますようよろしくご審議をお願いいたします。

議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

1番福沢議員。

1番(福沢栄君) へき地保育所の条例の一部を改正する条例、この事に関しましては、昭和50年に条例が制定をされておりました、ただいま提案説明がありましたように、榊町の保育所をこの旧文から削除をして、そのままこの50年条例の定数を移行して、新条例というふうなことになる訳でございますけれども、私は当面、この定数が10年を見越した中で、到底満たされない定数であるというふうなことから、折角の条例改正でありますので、時代に即応した定数の条例を改正するべきではなかったのかなと思う訳で、まずはこの点の説明をいただきたいというふうに思います。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) へき地保育所条例の保育所における児童の定数についてのご質問だというふうに理解しております。それぞれの保育所につきましては、開設当初、入所予定の児童設定をして、その児童数に合わせた建物として建設をしております。少子化の現象から、定数を満たさない施設がたくさんある訳ですけれども、建物として、これだけの収容施設といいますか、入所できる施設になっております。

そういう事で、現状の入所者の定数ではなくて、建物の概ねの入所可能施設という形で、この定数を設定させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 福沢議員。

1番(福沢栄君) 私がこの事を聞いている要点は、ただいまも説明がありましたけれども、当時の定数に従って、建物を構築しているというふうなことでありますけれども、この建物とて、今後とも維持をして行くことが不可能というふうな建物もない訳ではありません。

私が聞きたいことは、いずれにいたしましても、この定数に見合った施設あるいは施設に関するスペース等々に関しまして、今後ともこの定数に沿った施設の維持をして行かなければ、ならないのではないかなと思っておりますので、これらに関しましては、

冒頭申し上げましたように到底10年見通した中で、この定数の10分の1にも満たないような現況の中から、折角の条例の改正でありまして、この機会に、こういったものを検討しながら、これらを合わせて改正すべきではないのかなというふうに思いますので、更に説明をいただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) ただ今、再質問をいただきました。

現在の定数に合わせて、入所人員に合わせて維持できる形をとって行ければ良い訳ですけれども、現状建物の施設として50人定員であれば50人としての管理は当然、建物ですからしていかなければならない。

今後、増改築等見込まれた際には定数の変更も含めて、協議していかなければならない。その際に、定数についての削減なり増加なり、そういう条例のご提案をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長(波岡玄智君) 福沢議員。

1番(福沢栄君) 近々そういった事が見える中で、折角の条例改正ということでございますので、もう少し真剣にこう言った将来を見越した中での、条例の改正をすべきではないのかなというふうに思います。私は、いずれにしましても、旧態然としたこう言った条例の改正、こんなことが即ち施設を新設して10年も満たない中で、その施設が閉鎖されるというふうなことが近々惹起している訳でありまして、こんなことが現況の、こういった世代に合わない結果になっているのではないのかなというふうに思っている訳でございます。浜中におきましても、いずれにいたしましても10年を一区切りにした将来を見越した中で、現況とそして条例を改正しなければならないというふうに思っております。

今、求められておりますのは、時代に呼応した改革なり改善というふうなことが、最も町民からも叫ばれている所以ではないのかなと思っておる訳で、更にこういった定数に関しましては、将来、全く見通しが無い訳ですから、再々検討をすべきだというふうに思いますけれども、もう一度その所見を政策ですから、理事者の方からひとつ考え方を説明願いたいと思います。

議長(波岡玄智君) 副町長。

副町長(松本博君) 今回のへき地保育所条例の一部改正につきましては、榊町保育所の閉所に伴う条例提案でありました。議員御指摘の特に定数の部分でのご指摘であり

ます。

確かに、施設に応じた人数での定数配置ということで、このように提起されているというふうに思っております。そういう意味からすると、10年先を見たというご指摘は当たっているのかと思っておりますけれども、各保育所、建設当時については、全て各地区からの強い要望もあって、まさかこんな現実の数字になるというふうには思っていないところもあったのではないかとこのように思っているところであります。

今回の保育所の榊町の閉所だけの条例ですけれども、今後、この事がしっかり必要だという事になれば、各施設の定員の数も含めて、もう少し将来を見た形で別な機会に、その件も含めて検討して行きたいというふうに思っております。今回は、あくまでもへき地保育所榊町の部分の閉所についての提案でありますので、よろしくご理解願いたいというふうに思います。後は時期を見て、そういう時期が必要となれば得てして行きたいというふうに思っております。

議長(波岡玄智君) ほかにありませんか。

2番落合議員。

2番(落合俊雄君) 今回は、榊町保育所を閉じるという事からの条例改正であります。提案理由の中にも一部ちょっと言われたような気がしますが、今後も、こういう事がへき地保育所条例の改正案が出てくるということは、予測できるわけですね。その裏側にある部分について、ちょっと質問をさせていただきたいと思っております。

保育所が何箇所か閉所して、そこにかかわっている人方が現実的におられます。これは保育士と言われる人方ではありますが、これは正職員も居れば臨時職員も居るということでもあります。結果的に数が少なくなれば当然、今の時代少子化でありますから、対象者も少なくなっているわけでもありますね。

そうすると、結果的にそこにいる今現状の保育士が将来とも必要になるのかと言われてたら、おそらくそうではないだろうというふうに考える訳です。そうする時に、正職員ならどうするという事は考えられるかもしれませんが、臨時保育士の場合においては、極端な例は雇い止めという事があるかもしれないという事が、私としては予測されるのです。そうなった時に、その人の雇用を奪うといったら失礼かも知れないけれども、機会を無くするという事でもありますから、やはりそういうことに対して、今後どのような対応をしていかれるのか。その辺、昨日の一般質問でもありましたように、要するに、学校が統合します教職員につきましては、これは町としては特に無いのでありま

すが、そこに配置をされております事務生、これも臨時職員であります。やっぱりそういう町内における雇用というものについて、これから先、どのようにお考えになっているのか。役場正職員というのは、一定程度守られるという気はいたしますが、臨時職員というものに対しての扱いというのは、これ基本は1年とありますから、その辺について今後どのような事が起こるのだろうかという、そういうちょっと心配なところもあったものですから、この際、この条例に絡めてこの先、どういうふうに対応していくのかなという事を、お考えがあればお答えをいただきたいというふうに思います。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 現在のところ、榊町保育所におります1名については、配置転換ということで考えている訳ですけども、将来、児童数の減少により保育所が段々少なくなっていく事によって、正職員、臨時職員はどうなっていくかという御心配だというふうに思っております。正職員につきましては、当然、常設保育所におきましても児童数は減少しますけども、未満児それから乳幼児などが入ってくると、保育士の定数は増えて行く。見る人数が少ないですから、乳幼児の場合だと2・3人に必ず1人付けなきゃいけないという事がありまして、そういう事でずっと調整させてきていただいている訳ですけども、そういう保育ニーズに対応した人数等もありますが、それに越した部分については、職場全体、保育所だけではなくて、町全体の事務的な考えですけども、全体の中で考えて行かなければならないと思っておりますし、臨時職員についても希望すれば町の中で、もしくは役場の中以外でも就労斡旋だとか、そういうものも含めて対応していかなければならないというふうに考えています。

議長(波岡玄智君) 落合議員。

2番(落合俊雄君) 対応というのは、これから非常に難しい対応を迫られるというふうに私も考えるのです。だから質問したのです。どちらかという、これまで臨時職員は30歳を雇い止めにしているお話があって、それを撤廃したという経過がこれまでもありますよね。

一方で、職員採用は一定程度をpushしながら不足分を臨時職員でという話で対応してきました。昨今の状況からいって就職がなかなか厳しいと言われる中で、その町内出身者の雇用というものに対しても、町として一定程度の配慮なりをせざるを得ないという、そういう状況もある中で、やはりある意味板挟みになってくるんじゃないのかなと。そういう懸念がちょっとするのです。やっぱり働きたいという思いは、誰しもが持ってい

ることでありまして働き続けたいと。されどというその狭間でそれを雇用する側として、どんな判断を持ってこれから行かなきゃいけないのか。これはそう遠くない時期に、そういう一定の決断をしなければならない時期が、私は来るんじゃないかなというふうにちょっと考えています。そういうことで、今後の例えば、今回保育士絡みで質問させていただきましたが、いわゆる町内における、そういう雇用というものに対して町として現状を踏まえた上で、私が先ほど言ったような懸念に対して、どのようにお考えになっているか。これは当然、理事者の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 副町長。

副町長(松本博君) 今議員おっしゃられた課題といいますが、そういうことが予想されるということは、今年は臨時職員の採用試験も終わらせてもらったのですけれども、その中でひしひしと感じている部分です。特に、霧多布高校を卒業して、そしてまた就職戦線が厳しかった結果、就職の確定が遅かったという事もありまして、役場の職場に期待するところも多々あったところであります。

ただ、今回は何となくじゃなくて、やっとその要望には辿りついたのかなと。学校の要望も含めてできたのかなというふうに思っております。ただ、この1年後どうなるんだと、2年後どうなるんだという事になってくると、先程、議員言われたように学校の事務生、そしてまた町の方の臨時職員の関係、それと逆に正職員の採用も当然出てきますから、そういう意味からすると大変臨時職員の立場というのは数も含めて厳しい状況になるのかなというふうに思っております。

そんな事は、今回強く思いながら臨時職員の面接、採用試験を行ったところでありまして、特に今回該当する臨職を受けた方々に説明申し上げたのは、強く言ったのは、この試験は基本的には6ヵ月ですよ。6ヵ月の採用で、そしてそこで切れた段階で更に良いとなると、後の6ヵ月が続くという基本的には1年だということを強く言わせてもらったというか条件の中で示させてもらいました。それは言い方を変えると1年後は、きちんとまた採用試験をやって面接を希望されるのであれば、また受けてもらいますけれども、これは1年2年に繋がっていくものではありませんよという事を強く、今年度はその採用試験に当たって訴えたところでありまして。厳しい現実、それから将来の事を含めると大変な課題かなというふうに私ども受け止めておりますし、それから、どう対応していくかという事については、これからまた1年、大きな課題になっているというふうに思っています。

議長(波岡玄智君) ほかにありませんか。

3番竹内議員。

3番(竹内健児君) 私、聞き漏らしたら失礼ですけども、閉所、統合するということになりますと、その経緯ですが児童数が現在幾らで、これからも収容する児童数というのは、非常に減っているということですか。それが分かれば教えて頂きたい。閉所に至る経緯ですが、どういうお母さん方あるいは地域の人たちの声があって閉所になったのか。その辺り分かればお知らせ願いたいというふうに思います。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 今までのへき地保育所の閉所の経緯でございますが、従来は概ね将来的に3人を下回る保育所については、閉所という形で協議をさせていただいてきました。平成17年ですか、財政再建プランの方から、保育所の在りようについての御提言があって、将来の中学校の配置計画と合わせた保育所の在りようについて検討、協議をするようにということの御提言を受けて、その後、保育所の中で協議をしまして、大規模人数と小規模人数の保育の在りようについての、小規模人数のメリット、デメリットを保育士間で協議をさせていただいて、財政再建プランの御提言も受けながら、現状1人保育士になっている保育所について、保育所で協議した中身についてお話をさせていただいて、その上で榊町の父母の方から説明をした際に、将来とも3名以上の入所児童を確保する見込みが無いと。それと3人が1年2年続いた場合でも、大規模のメリットを選ばれたということでございます。

そして将来的に、保育所が3人以下になるという事であれば、霧多布保育所の方に早い段階に子供たちを入所させたいという意向があって、その後、中身を自治会の方にもお話をさせていただきました。自治会の方からも将来的に学校も含めて、保育所の在りようについても協議をいただいたと思いますけれども、保育所については父母、町の意向を受けて、子供たちを霧多布に通わせるという事は、止む無しという結論をいただいて今回、この条例の提案をさせていただいた次第でございます。

議長(波岡玄智君) 竹内議員。

3番(竹内健児君) そうしますと3名以下というのが、ひとつの基準になっているのです。再生プランの方向に沿った対応だということがひとつ明らかでありますね。それから、父兄の方の要望もあるんだということですね。地域の方のご意見というのはありますか。何かこういう意見がありましたとかというのは無いのですか。それを私は、

本当に地域が再生するというのは、あるいは再建するという事は、そこに人が居ないと、あるいは子供が居ないと、その地域はやっぱり再生できないと思うのです。

そういう面では、私は経済効率だけを考えれば統合した方が良いみたいな格好になると思うのですけれども、そうではないという考えを私は持っているのですけれども、それは別にしましても、バスで通ったり何なり、かなり距離は今までとは違って来るだろうという事が予想されるんですね。幼児のやっぱり行動半径というのは大体決まっていると思うのです。そうするとかなり父母のいくらバスで行き来すると言いながらも、父母の不安というのは、大きいんじゃないかなと。出来れば、その地域で保育するのが一番ベストだと思うのですけれども、父兄の皆さんを含めて、どういうふうに考えられているのか。もう一度その辺り聞きたいです。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 榊町の地域のご意見はどうだったのかという事でございますが、先ほどもお話をさせていただきました。地域としても、止む無しという事で特に反対のご意見だとか、別な提案だとかというのはありませんでしたし、無かったというふうに聞いています。

今回の統合に関してでございますが、子供の育ちに着目した形で保育所として、大規模・小規模それぞれ当然メリットがあります。大規模には大規模の良い所、小規模保育所には、小規模保育所にとって良い所が沢山ある訳です。そういう子供の育ちに着目して、お父さんお母さんと何度かお話をさせていただきましたけれども、榊町の保育所に関しては、父母も含め同じ御意見だというふうに受けとめていただいて、大人数のところ、子供達を育てていきたいという意向があったので、今回の条例提案となったというふうにご理解をいただきたいと思えます。

議長(波岡玄智君) 竹内議員。

3番(竹内健児君) 閉所した場合、再開出来るのかどうなのかという問題ですけれども、これから3名以上という見通しが中々ないというお話ですが、地域の中で5人くらい入ってきたと、あるいは5人くらい子供が居ると言った場合に、これは再開できるのかどうなのか。そういう見通しは簡単に出来るのか。あるいは再開するとしたら大変な問題になるのか。その辺りどういうふうに見通しされているのですか。絶対その再開は出来ないというふうな事になるのか。その辺りはどうですか。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 一応3名という基準で、閉所の協議をさせていただいて来ています。実際には7～8名、10名くらいになるところと、今子供の育ち大きくなる過程にあって、どういう環境が良いかという議論を地域とさせていただいている訳ですけれども、3名に拘らず6名でも7名であっても、地域からそういう要望があれば当然、大規模の方の保育所に通っていただくということに、なろうかというふうに思います。こちらからは当然、強要する訳ではなくて地域として当然、保育所だけでなく自治会含めて協議をさせていただいて、そういう結論を出して子供のより良い成長を助けて保育をしていきたいというふうに考えております。

そして、閉所した場合に再開所できるかという事でございますが、それについても今後、仮に保育所としての建物が無くても、実際に会館等を借りて、今までずっと榊町も母と子の家でずっとやっていたし、そういう意味では、色々な相談というか議論というか、そういう事を重ねていって、その上で地域の要望があって開所して欲しいという要望があれば、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

議長(波岡玄智君) ほかにありませんか。

10番加藤議員。

10番(加藤弘二君) 3点程お願いします。そのまま榊町の保育所が存続するとすれば、23年度は一番上の年長等、3歳児、未満児以上ですね。人数を教えてくださいという事です。それからもうひとつは、減らされて無くなった場合に、保育園が消えた場合に、その子供達は1年を通じて数年で霧多布の保育所に移って行くもの、それとも夏場だけ季節的に霧多布に預ける後は家で見る。

それから、3つ目は霧多布に行かせるのも辞めて、家で見るか隣近所に見てもらおうという事で、その実態は23年度はどうなっているのかというのがひとつです。もうひとつは、保育料の件ですけれど、へき地保育所と言われるものの、保育料は常設保育所の第3階層で1ヵ月の保育料が1万6,500円ですよ。その方々が榊町の保育所から、今度、常設保育所に出てきた場合に保育料は安くなるのか変わらないのか。高くなるのか言うことです。3つ目は通いですけれど、多分、自分の家で自己責任で送迎をしないということなのかなと予想はしているのですが、この辺、教えてくださいと思います。以上です。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 平成23年保育所の入所・退所児童ですけれども、平

成 2 2 年、まず今年で 5 歳児が 1 名、4 歳児が 2 名、3 歳児が 1 名の 4 人で、今年 5 歳児さんが 1 人小学校へ行きますので、2 3 年度は 3 人という事になります。閉所した場合ですが、殆どの方が霧多布保育所に入所されます。それと夏場だけ季節的にという事ではなくて、通年で当然、常設保育所の方に申請書が出てきておりましたので、通年で霧多布保育所の方に通われることになります。保育料ですが、保育料の話も随分親御さんともさせていただきました。その上で 1 万 6,500 円が高くなるのか安くなるのかというお話ですけども、榊町の父母のみなさんについては、常設保育所の保育料に合わせて、弁当だけ持って行けば、おかずも出して貰えるし好き嫌いなく、自分でおかずを作ると、どうしても子供の好きなものばかり入れてしまったりとか、そういうことがあって給食のメリットもあるので、霧多布保育所でも良いという事で話が付いたという事で、保育料についての話は特にありませんけれども、抵抗というか、そういうものは無かったと。

保育料の高くなるか安くなるかというのは、所得に応じて変わりますので所得を見てもみないと分からないですし、所得のある方については当然、高くなります。所得の無い方については当然低くなりますけれども、その比較は個人の所得状況を調べないと分からないので、高くなるか安くなるかについては、比較はしておりません。

それと、その分についても、榊町の方では拘りは無かったというふうに理解しています。それから、送迎ですが、色々送迎についてもお話しましたけれども、それは私たちの方でやりますという事で送迎については、各父母で対応していただけるというふうに理解しております。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 課長から説明を受けまして、保育所で見てもらうという、その辺の条件が相当前よりも楽になってきているのかなという預ける方がですね。そんなふうに見受けました。というのは、大きい保育所のメリット、デメリット、小さい保育所のメリット、デメリットの話が出てくること自体がちょっと贅沢だなという保育所というのは、両親共忙しくて働いて子供をどうするかと子供を見ていたら、仕事を辞めないとならないという事で、保育所の無い時代は隣近所に 1 カ月幾らとか、お金を出して預けてそこから保育所を作ってくれという話になったんですね。だから、地域の方から無かったら困るんだという声が殆ど無かったのかなという、その声を課長の方で潰したのかどうかです。我慢してもらおうというような。

それと、地域でも夏場は榊町というのは、本当に車の通りが激しいところで、スピードも皆さんかなり出ているんです。昆布時期も通年で預ける方が全員だという事であれば、榊町を抜けるまでの昆布の人方とか、みんな急いでいますから、こういう事も実際にやってみたら、私は大変なことかなとそんなふうに思うのです。それでも、そういう怖さも予想しながら、やむを得ないのかなということであれば、私はそれ以上言うべきことは無いです。残して欲しいというような、切羽詰まったそういう声は無かったですか。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 原則的に保育所というのは、両親とも働いて保育に欠ける児童を保育するという事が大前提、原則になります。

その上で町として、出来る限り時間設定をした中で、財源の許す限り保育所を運営させていただいております。ニーズとしては、もっともっと沢山色んなニーズがある訳ですけれども、現状の開設時間の中で、受け入れさせていただいているという事になっております。地域に入って統合しなさいと言った覚えもありませんし、統合すべきだという話もしておりません。子供達を考える上で、あくまでも子供たちの育ちを考える上で、大規模、小規模の、それぞれのメリットを取り入れることによって、色んな遊びも広がって子供の情操だとか、経験とかも広がって行くというお話をさせていただいて、その中で父母も同じ気持ちで、色んな事を大人数の中で体験させたいという事から、話がまとまった訳です。他の2地区以外でもそうですけれども、子供の育ち在りようについては、地域と協議しながら保育所の運営をしていきたいというふうに思っています。榊町の方から、保育所を閉所しないで欲しいという話は聞いておりません。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 統合したらどうですか。という事は言っていないと言っていました。私は大規模が良いか、小規模が良いかという事をいう事自体、それを進めていたのかなという感じもします。

それから、収入の部分で分からないと言いましたけれども、私は、その辺もきちんと説明して欲しかったと思うんです。理由は、その榊町はどうか解りませんよ。一次産業の家というのは爺ちゃん、婆ちゃんが居て若い夫婦が居て子供も居ると。1つのかまど財布で生活している訳ですから、税金はその家の財布に行っていて、父親・母親が財布を握っていなくても、爺ちゃん・婆ちゃんの財布に税金が掛かっていくと私は理解

していますから、1万9,600円どころの話ではなくて、3万1,000円とか、今、第3階層から第7階層までの間に3つの階層が出来ましたから、2万1,000円とか2万4,000円とか。でも、私の予想では1万6,500円よりも高い設定がなされるのではないかなと思うのですけれども、そこまで突っ込んで、こういうデメリットはありますよという話にはならなかったのですか。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 先程もお話させていただきましたが、保育料の話は当然、西円・琵琶瀬・榊町それぞれそういうお話が出ました。その上で一地区ですけれども、それぞれの個々の保育料を出して欲しいという事で御承諾を得まして、実際に保育料を個人的に皆の前で話をする訳には行きませんので、一人一人対面であなたのところは、保育料はいくらになりますよという話をさせていただいております。榊町については、そこまでの話にはならなかった訳ですけれども、高くなる事はやむを得ないという理解を得ておりますので御理解をいただきたいと思っております。

議長(波岡玄智君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第19号 浜中町地籍調査委員会条例を廃止する条例の制定について

議長(波岡玄智君) 日程第6 議案第19号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本博君) 議案第19号浜中町地籍調査委員会条例を廃止する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

地籍調査事業は、昭和48年茶内市街地区から平成6年度ケンボッキ、鯨浜、北の沢地区までに22年間に亘り事業実施をしたところであります。

現在、霧多布湿原中心部に位置する国の天然記念物である霧多布泥炭形成植物群落や国有林、道有林などの地籍調査除外地区を除き完了しており、地籍調査事業としては休止となっております。浜中町地籍調査委員会条例については、その設置目的や担任事項を終えたことから廃止しようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第20号 町道路線の認定について

議長(波岡玄智君) 日程第7 議案第20号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本博君) 議案第20号町道路線の認定について提案の理由をご説明申し上げます。

今回、町道として認定に付す路線であります新川4号道路は、道道別海厚岸線、新川東1丁目243番地、北館宅付近を起点とし、町道新川前浜道路に接続する新川東1丁目236番地を終点とする延長161.8mであります。当該道路は、生活・生産・公共用道路として地域住民の利便性の向上や産業振興に大きな役割を果たすものであり、道路法第8条第2項の規定により、町道として認定し、今後、維持管理しようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

**日程第8 議案第21号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議
について**

**日程第9 議案第22号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
に関する協議について**

議長(波岡玄智君) 日程第8 議案第21号及び日程第9議案第22号を一括議題

とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本博君) 議案第21号北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議及び議案第22号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議については一括で提案の理由をご説明申し上げます。

北海道市町村総合事務組合及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合はいずれも、道内の市町村及び一部事務組合を構成団体とする一部事務組合であります。広域紋別病院企業団より、当該両組合への加入申請があり、構成団体の変更をする必要が生じたのであります。

地方自治法第286条第1項及び第290条では、これを組織する地方公共団体の数を増減する場合には、関係地方公共団体の協議により、これを定めるとされており、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされていることから、議会の議決をいただきたくご提案した次第であります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長(波岡玄智君) これから、議案第21号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第22号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第21号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第22号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第23号 平成23年度浜中町一般会計予算

議長(波岡玄智君) 日程第10 議案第23号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます

副町長。

副町長(松本博君) 議案第23号平成23年度浜中町一般会計予算につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

予算の総額は、59億1,197万5,000円と定め、前年当初より1.9%、1億981万2,000円の増額となります。平成23年度予算につきましては、まちづくりの基本姿勢である地場産業の振興を柱に、町民と協働による開かれた、まちづくりの実現に向け編成したところであります。大変厳しい地域経済と町財政ではありますが、昨年からはスタートした第5期浜中町新しい町づくり総合計画を指針として、町民福祉の向上と活力ある地域社会づくりに向け、諸施策を推進してまいります。

本年度予算の特色につきまして、主なものを申し上げますと、歳出では、2款総務費では、職員住宅維持管理に要する経費で、職員住宅改修工事1,032万5,000円、その他一般行政に要する経費で、地方バス路線維持対策補助1,379万9,000円、戸籍住民登録事務に要する経費で、戸籍電算化業務委託料など、1,560万3,000円、3款民生費では、その他社会福祉に要する経費のうち町社会福祉協議会補助は町から移管する、

しゃきょう介護センター運営費補助753万円を含め、2,931万9,000円、子ども手当支給に要する経費は1億2,921万円、4款衛生費では、感染症対策に要する経費で、子宮頸がん等ワクチン予防接種委託料など1,911万5,000円、環境政策に要する経費で、霧多布湿原エゾシカ対策事業調査委託料430万円、ごみ減量化対策に要する経費で、資源物リサイクル活動奨励交付金387万7,000円、5款農林水産業費、1項農業費では、農業基盤整備に要する経費で、浜中東部地区道営草地整備改良事業負担金など、4,476万4,000円、新規就農者育成対策に要する経費で3,387万円、2項林業費では、林道に要する経費で、林道補修工事など272万円、有害鳥獣被害対策に要する経費で、エゾシカ等有害駆除委託料460万円、小規模治山特別対策事業に要する経費で、渡散布地区小規模治山工事など1,800万円、3項水産業費では水産行政に要する経費で、有害生物漁業被害防止対策事業補助225万円、水産振興に要する経費で、暮帰別漁船保全施設整備調査設計委託料1,624万4,000円、水産振興基金積立金800万円、栽培漁業に要する経費で、北海道環境・生態系保全活動支援負担金1,400万円、港湾整備事業に要する経費で、国直轄港湾整備事業管理者負担金1,867万円、6款商工費では、商工団体助成に要する経費で、町商工会補助として2,230万円を計上しておりますが、このうち800万円は、プレミアム商品券発行事業及びポイントカードシステム事業に対する補助であります。

観光施設に要する経費では、霧多布岬周辺木柵等設置工事3,300万円、霧多布湿原センター管理運営に要する経費の観光ガイド育成事業委託料432万8,000円は、緊急雇用創出事業道補助金を受け実施するものであります。7款土木費では、町道維持管理に要する経費で、町道維持業務委託料3,600万円、町道除雪業務委託料4,000万円、町道維持補修工事2,000万円、町有建設車両に要する経費で、除雪車両購入3,323万円、町道整備事業に要する経費で、仲の浜2号道路外一路線改良舗装工事2,500万円、公営住宅建替えに要する経費は9,004万円、8款消防費では、釧路東部消防組合に要する経費で、消防自動車購入費2,760万1,000円など総額3億1,364万1,000円の一般財源を負担するほか、防災行政無線に要する経費343万5,000円を計上しております。9款教育費では、小学校費の小学校管理運営に要する経費で、霧多布小学校屋内運動場耐力度調査業務委託料240万5,000円、霧多布小学校屋内運動場改築工事实施設計委託料861万円、中学校費では、中学校管理運営に要する経費で、姉別南小中学校の耐震診断業務委託料813万5,000

0円、茶内中学校特別教室増築工事実施設計委託料403万2,000円、高等学校費では、その他教育振興に要する経費で、遠距離通学補助177万8,000円、保健体育費では大規模運動公園管理運営に要する経費で、町民スケートリンク改修工事1,720万円、以上、これらのうち投資的な経費は、予算額の8.9%を占めております。

繰出金につきましては、国保会計に4,279万2,000円、後期高齢者会計に1,909万5,000円、介護保険会計に5,132万円、診療所会計に1億1,989万6,000円、下水道会計に3億1,053万9,000円、水道事業会計に5,082万9,000円、合計5億9,447万1,000円で、予算額の10.1パーセントを占めております。10款公債費は9億2,643万5,000円で予算額の17.5%となっており、11款給与費は、13億3,062万5,000円となっており、予算額の22.5%。

一方、これら歳出に要する財源につきましては、地方財政計画で示された伸び率等を勘案し、地方交付税は、前年当初より8,874万9,000円増の35億787万円、地方特例交付金は910万円増の1,410万円、地方譲与税は370万円減の1億3,330万円、利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金は前年同額の270万円、地方消費税交付金は870万円増の6,870万円、自動車取得税交付金は440万円増の2,440万円を計上、これらは歳入総額の63.4%を占めております。

また、町税は、現在所得申告をとりまとめ中ではありますが、全体で0.3%減の6億4,188万9,000円で、歳入総額の10.9%を占めております。国・道支出金は10.4%を占め、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入は合計で5.6%、諸収入は2.2%、基金からの繰入金は0.2%、建設事業等に係る地方債の借入額は前年対比12.3%減の4億1,890万円で歳入予算額の7.1%とし、収支の均衡を図っております。全般的な財政状況としましては、人件費・扶助費・公債費の義務的経費は歳出総額の構成割合で見ますと、44.2%と高い状況にありますので、今後の財源を見通した事業の執行と経常経費の節減に努めてまいります。

次に、第2表債務負担行為につきましては、北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡代金の支払契約に係るもので、期間は平成24年度から平成27年度までとし、限度額は購入価格168万円に対する利率2.0%の年賦金の合計額に相当する額から平成23年度年賦金3万1,000円を控除した額で設定しようとするものであります。

次に、第3表地方債は本年度、地方債を財源とする各事業の借入限度額、起債の方法、

利率及び償還の方法について定めようとするものであります。

以上、議案第23号について、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、税財政課長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) (議案第23号 補足説明あるも省略)

議長(波岡玄智君) この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時50分)

3.1.1 東日本大震災発生のため、議会中断

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員